

令和7年 第13回 川口市教育委員会定例会

日 時 令和7年10月24日(金)

午後3時30分

場 所 川口市教育委員会室

日 程

1 開 会

2 点 呼

3 議席の指定

4 教育長職務代理者の指名について

5 前回会議録の承認

(1) 第12回川口市教育委員会定例会会議録

6 教育長報告

(1) 11月行事予定について

— 1

(2) 9月市議会定例会の概要について

— 3

(3) 川口市教育大綱・川口市教育振興基本計画策定に向けたアンケート結果について

—別添 1

(4) 第18回川口ツーデーマーチの結果について

— 6 3

(5) 川口市立学校におけるいじめ問題の現状について

—当日 1 (秘)

(6) 令和7年度全国学力・学習状況調査結果について

— 6 4

(7) 令和7年度埼玉県学力・学習状況調査結果について

— 6 5

(8) 学びの多様化学校設置に向けた進捗状況について

— 6 7

(9) 学校医・学校薬剤師の解嘱及び委嘱について

— 7 2

(10) 市内小学校における個人情報紛失事故について

—当日 5

7 協議事項

(1) 12月市議会案件について

—当日 2 (秘)

(2) 川口市教育大綱素案・川口市教育振興基本計画素案及びパブリック・コメントの実施について

—当日 3 (秘)

(3) 川口市子ども読書活動推進計画素案及びパブリック・コメントの実施について

—当日 4 (秘)

8 議案の審議

議案第 98号 川口市学校運営協議会委員を委嘱することについて

— 7 4

議案第 99号 川口市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について

— 7 5

議案第100号 川口市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則について

— 7 9

議案第101号 川口市立小・中学校の指定に関する規則の一部を改正する規則について

— 8 3

議案第102号 川口市立芝西中学校陽春分校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

— 8 8

議案第103号 川口市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について

— 9 2

9 その他

10 閉 会

教育長報告（1）

令和7年11月 行事予定表

日	曜日	時間	行事等	場所	主管課・機関
1	土		横曽根図書館休館（新館移転・開館準備期間） （～1月31日）	横曽根図書館	中央図書館
		13:30	第3回関東甲信越マーチングリーグ理事会 兼加盟大会代表者会議	東松山総合会館	スポーツ課
2	日				
3	月		文化の日		
		未定	埼玉県マーチングリーグ大会事務局会議in東松山	東松山市	スポーツ課
4	火		学校訪問	西中学校	指導課
			学力向上訪問	桜町小学校 神根小学校	指導課
5	水	13:15	研究委嘱発表会	芝西小学校	指導課
6	木		芝北文庫休館（芝北公民館地区文化祭） （～11月10日）	芝北文庫	中央図書館
		13:15	研究委嘱発表会	中居小学校	指導課
7	金		学校訪問	神根中学校	指導課
			学力向上訪問	安行東小学校 戸塚小学校	指導課
		10:00	埼玉県都市教育長協議会第3回定例協議会	日高市高萩公民館	教育総務課
		10:45	仲町中学校70周年記念式典	埼玉会館	学務課
		13:00	第2回保護者と共に不登校を考える会	教育研究所	指導課
8	土	13:00	全日制第4回学校説明会	市立高等学校	市立高等学校
9	日				
10	月				
11	火	13:30	研究委嘱発表会	本町小学校	指導課
12	水	9:00	全日制マラソン大会	荒川彩湖公園	市立高等学校
		15:30	教育委員会定例会	教育委員会室	教育総務課
13	木				
14	金				
15	土				

令和7年11月 行事予定表

日	曜日	時間	行事等	場所	主管課・機関
16	日		全日制2年次修学旅行(理数科) (~11月22日)	ハワイ	市立高等学校
17	月		学校訪問	安行東中学校	指導課
18	火		戸塚図書館休館(特別整理期間) (~11月21日)	戸塚図書館	中央図書館
19	水	10:00	市立学校長会議(オンライン)	教育委員会室	学務課
20	木	9:50	戸塚西中学校30周年記念式典	さいたま市文化センター	学務課
21	金	8:30	令和7年度埼玉県公立小・中学校等 校長・教頭候補者選考結果通知	2503会議室	学務課
		12:40	研究委嘱発表会	青木中央小学校	指導課
22	土	未定	埼玉県マーチングリーグ大会事務局会議in日高	日高市	スポーツ課
		10:00	南平幼稚園50周年記念式典	南平幼稚園	学務課
23	日		勤労感謝の日		
24	月		振替休日		
25	火		全日制2年次修学旅行(普通科) (~11月28日)	沖縄	市立高等学校
			全日制2年次修学旅行(スポーツ科学コース) (~11月29日)	沖縄	市立高等学校
26	水		科学館休館日(館内整理日)	科学館	科学館
		9:30	就学支援委員会(難聴言語部会)	教育研究所	指導課
		16:30	令和7年度埼玉県公立小・中学校等 校長・教頭候補者選考合格者事務説明会	2601会議室	学務課
27	木				
28	金				
29	土	10:00	木曾呂小学校30周年記念式典	木曾呂小学校	学務課
		10:00	第18回川口こども造形展 (~12月7日)	イオンモール川口	指導課
30	日	8:30	第41回川口市スポーツ少年団駅伝競走大会	青木町公園総合運動場	スポーツ課

9月市議会定例会の概要について

川口市教育委員会

令和7年9月市議会定例会
一般質問質疑応答概要

(教育政策室)

<質問概要>

吉田 英司 議員 (自民)

8 小中学校の適正規模・適正配置に向けた取り組みについて

(1) 中間報告で示された課題について

(2) 課題の解決に向けた対応の加速化について

<答弁概要>

(教育長)

A 小中学校における適正規模・適正配置の検討を進める中、諮問機関として設置した川口市立小中学校在り方審議会から、先の8月、1回目となる中間報告を受けた。

中間報告では、外国籍の人口増加等を加味した継続的な児童生徒数の推計や、地域によって人口動態に大きな差が見られる現状を踏まえた学校の在り方に関する検討が必要であることが示され、本市特有の課題であると捉えている。

併せて、既存の小中学校適正規模適正配置基本方針の改定に向けて、児童生徒の利便性の向上を図る通学距離や通学時間等について新たな基準を設定することや、他の教育施設等との複合化についても意見をいただいている。

これらの課題を踏まえ、同審議会の中間報告や次回以降の審議内容等を参考にしながら、引き続き、教育局一丸となって学校再編の取り組みを進めていく。

(教育長)

A 学校施設の老朽化への対応や小学校の体育館空調機の設置等、迅速かつ計画的に取り組むべき課題がある中、小中学校の適正規模・適正配置についても、将来的な学校の在り方を見据え、スピード感をもって執り進め

<p>最上 祐次 議員（青嵐）</p> <p>2 教育について</p> <p>(1) 部活動の地域展開について</p> <p>ア 地域指導者への教育について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導者の質の確保について、教員の活用含めどう考えているか <p>イ 指導者への報酬について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導者への報酬についてどう考えているか <p>ウ 指導者の人材バンクの設置について</p>	<p>また、指導者となり得る有資格者の有無についても併せて調査を行い、288団体から、在籍していると回答をいただいたところである。</p> <p>さらに、川口市在住の「日本スポーツ協会」公認スポーツ指導者は、令和7年7月現在、951名登録されていることから、この登録指導者にも協力をお願いするなどして、指導者の量と質を確保し、生徒のニーズに応え、有意義な活動が展開できるよう、取り組んでいく。</p> <p>（学校教育部長）</p> <p>A 地域クラブ活動の展開にあたっては、専門性の高い指導者による、指導の質の確保が重要であると考えている。</p> <p>今後、地域クラブを取りまとめる組織による適切な研修の実施や、地域クラブでの指導を望む教員の兼業による指導も含め、子供たちが安心して活動することができるよう、適切な体制づくりに取り組んでいく。</p> <p>（学校教育部長）</p> <p>A 指導者の報酬については、指導者の意向を尊重した上で、基本的には報酬を受け取って指導にあたるのが望ましいものと考えており、その費用は、受益者負担や公費負担等が想定される場所である。</p> <p>（学校教育部長）</p> <p>A 地域クラブ活動における指導を充実させるためには、指導を望む教員や地域住民</p>
--	--

<p>エ 基金の設置について</p> <p>(要望)</p> <p>本市でも、学校内の部活動継続を決定している熊本市の熊本モデルを参考に進めていただきたい。</p> <p>(3) 川口市立高等学校附属中学校の生徒の選考について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受検資格と選考方法について教えてほしい 	<p>等、多くの方の協力が必要であることから、人材バンクの設置も含め、指導者確保に向けた準備を進めていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 地域クラブ活動の運営にあたっては、指導者の報酬や保険料、会場費などの費用が必要であり、安定的な財源を確保するための効果的な手法について、国の方針を参考にしながら、本市の実態に鑑み検討を進めていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 川口市立高等学校附属中学校の入学選考につきましては、今年度より、募集人数を80名から110名、出願資格を川口市内居住から埼玉県内居住へと拡大した。</p> <p>入学許可候補者の決定にあたっては、まず、第一次選考において、募集人数の1.5倍から2.5倍程度を入学適性者として決定する。</p> <p>その後、第二次選考の第1段階においては、埼玉県内居住の入学適性者を対象に、成績順に上位80名を入学許可候補者とし、第2段階においては、川口市内居住の入学適性者を対象に、成績順に募集人数を満たすまで入学許可候補者とする。</p>
--	--

<p>松本 幸恵 議員 (共産)</p> <p>10 学校環境の改善に向けて (1) 中学校の35人学級の実施に向けて</p> <p>イ 教室の確保について ・教室不足にならないよう準備してほしい</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 中学校の35人学級が段階的に実施される中、数年程度、学級数の増加が見込まれる学校が出ることも予測しているところである。</p> <p>今後の学級数の推移等については、現在行っている小中学校の適正規模・適正配置の検討でも取り上げる等、教室不足にならないよう教育局内で連携を図り慎重に対応していく。</p>
<p>船津 由徳 議員 (自民)</p> <p>2 学校施設について (1) 酷暑対策について</p> <p>ア 中学校体育館の空調機使用について ・地域団体やスポーツ団体の使用について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 中学校体育館の空調機については、部活動の地域展開に関連した小中学生が活動する団体で、かつ、学校長が使用を認める団体に限り、令和6年度から夏季期間に限定して使用を認めている。</p> <p>議員指摘のとおり、酷暑対策は市民の健康と安全に直結する重要な課題であると認識していることから、受益に対する負担をお願いすることを念頭に、新しい仕組みを構築し、空調機を含めた学校施設・設備の在り方について検討を開始したところである。</p> <p>今後も、市民の皆様が安全・安心な状態で、子供たちの活動の他、地域活動に取り組むことができるよう環境整備に努めていく。</p>

<p>(2) 学校プールの運用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水泳の授業の在り方と施設も含めた学校プールの運用について <p>碓 康雄 議員 (新風)</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 学校プールを取り巻く現状については、水泳の実技を伴う授業が大変重要である一方で、近年、夏場のプールサイドの高温化による利用制限の他、経年劣化に伴うプールの改修や維持・管理に係る経費が増大するなど、様々な課題がある。これらの中長期的な視野をもって、多角的かつ総合的に解決していくため、教育局内に検討委員会を設置し、水泳の授業と施設等の在り方について、検討を開始したところである。</p> <p>　　今後は、少子化の進行を見据えるなど、次代の子どもたちを取り巻く環境等も勘案するとともに、他の自治体の先行事例も参考に、検討を進めていく。</p>
<p>6 部活動の地域展開について</p> <p>(2) 今年度のモデル事業の状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施しているモデル事業の目的と実施状況について 	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 本市独自に実施しているモデル事業については、今後活動の受け皿となる団体の発掘及び、実際に地域クラブ活動が展開された際の課題を分析、検証することを目的としている。</p> <p>　　令和7年度は、13団体の協力のもと、9月1日現在、180名の生徒が参加しており、実施協力団体は、今後も引き続き生徒の活動の受け皿になり得るものと考えている。</p>

<p>(3) 今後の進め方について</p> <ul style="list-style-type: none">・進め方とスケジュールについて	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 今後は、本市が示す休日の地域クラブ活動の展開時期である、令和9年9月へ向け、次年度以降、地域クラブを取りまとめる組織の設置や、指導者の確保、モデル事業の更なる拡充を行うなど、より生徒のニーズに応じた活動が展開できるよう準備を進めていく。</p>
---	--

令和7年9月市議会定例会 一般質問質疑応答概要 (教育総務課)	
<p><質問概要></p> <p>吉田 英司 議員 (自民)</p> <p>7 学校の普通教室の暑さ対策について</p> <p>・学校の最上階の教室は、エアコンを稼働させても暑い。対策を講じて欲しい。</p>	<p><答弁概要></p> <p>(市長)</p> <p>A 私は、学校は、学びの場であるとともに、児童生徒が1日の多くの時間を過ごす生活の場であるため、学校における教育環境を強化させる必要性を強く感じていたことから、「川口の元気づくり政策宣言30」の中で、小中学校普通教室へのエアコン設置を掲げ、積極的に整備してきた。</p> <p>さらに、体育館が災害時の避難場所となることや、夏季においても生徒達が安全に部活動に打ち込むことができるよう、全市立中学校の体育館に空調機を設置してきたところである。また、本年6月市議会において、小学校の体育館にも空調機を段階的に設置していく方針を示し、児童生徒の安全安心な教育環境の強化に努めている。</p> <p>議員指摘のとおり、近年の異常気象とも言える夏季の暑さは、年々厳しさを増しており、特に、校舎の最上階は、エアコンが効きづらい状況であるという報告を受け、機器の性能が上がるようフィルターの清掃や、屋上防水工事を実施する際に遮熱効果のある部材を使用するなど、学校施設の状況に応じた対策を講じているところである。</p> <p>しかしながら、9月になっても暑さは続く傾向にあることから、私は、近隣の先進的な事例を調査、研究するとともに、どのような方法で解決できるのかを早急に検討するよう、担当部局に指示したところであり、引き続き、児童生徒の安全な教育環境の充実に取</p>

<p>(要望)</p> <p>これまでの対策では、効果が薄く、最近の暑さは異常で児童生徒の安全がかかっていることなので、財源の確保が課題であれば、国などの補助金等を調査研究し、速やかに有効な対策を講じていただきたい。</p> <p>江袋 正敬 議員 (公明)</p> <p>5 教育について</p> <p>(2) 学校普通教室エアコンのリース終了後の対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エアコンのリース期間終了後、保守点検など、どの様にするのか教えていただきたい。 <p>(3) 最上階教室の暑さ対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の最上階の教室は、エアコンを稼働させても暑い。対策についての市の見解は。 	<p>り組んでいく考えである。</p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A 小中学校普通教室のエアコンについては、10年間のリース期間終了後、市へ無償譲渡される契約となっている。</p> <p>リース期間終了後の保守点検については、リース中と同等の内容で新たに委託契約を締結することで、エアコンの適正な管理に努めているところである。</p> <p>(市長)</p> <p>A 私は、市長就任時の政策宣言の中で、川口の宝である児童生徒のために、「小中学校の普通教室へのエアコンの設置」を掲げ、積極的に全教室に整備してきた。</p> <p>さらに、猛暑における体育館の授業の安全性を考慮し、部活動も行う中学校体育館へ空調機を設置し、また、本年6月市議会において、小学校の体育館にも空調機を段階的に設置していく方針を示し、児童生徒の安全安心な教育環境の強化に努めているところである。</p> <p>市長就任時に比べ、夏季の暑さは、年々厳しさを増しており、近年は気温が40度に迫</p>
--	--

<p>(要望)</p> <p>窓側からも熱が通じて気温が上がるので、窓に、飛散防止の機能もある遮光フィルムの設置も検討していただきたい。</p> <p>最上 祐次 議員 (青嵐)</p> <p>2 教育について</p> <p>(2) 小学校屋外プールについて</p> <p>イ 小学校プールの改修計画について</p> <p>・プールの改修工事には多額の予算が必要であると聞いているが、今後の計画について聞きたい。</p>	<p>る酷暑であり、校舎の最上階は、エアコンが効きづらい状況であるという報告を受け、機器の性能を上げるようフィルター清掃の実施や、屋上防水工事を実施する際に遮熱効果のある部材を使用するなど、適宜、対策を講じているところである。</p> <p>今後、近隣の先進的な事例を調査、研究するとともに、どのような方法で解決できるのかを早急に検討するよう、担当部局に指示したところであり、引き続き、児童生徒の安全な教育環境の充実に取り組んでいく考えである。</p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A 小学校52校のプールについては、6割が建築後40年以上を経過しており、適切な教育環境を維持できるよう、施設の状態を踏まえながら、改修工事を行っているところである。</p> <p>しかしながら、プールの改修には多額の費用がかかること、財源確保が課題であることから、水泳の授業や施設の在り方について、教育局内で検討を始めたところである。</p> <p>今後の小学校プールの改修については、教育局内での検討を踏まえ、設置方法なども含め計画していきたいと考えている。</p>
--	---

<p>船津 由徳 議員 (自民)</p> <p>2 学校施設について</p> <p>(3) 鳩ヶ谷小学校施設の老朽化対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経年劣化が進んでいる施設の修繕対応について <p>(4) 鳩ヶ谷中学校の体育館のバリアフリー化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育館入口にスロープを設置するなどの対策をして欲しい 	<p>(教育総務部長)</p> <p>A 鳩ヶ谷小学校をはじめ、小中学校の多くが、建築後40年以上が経過し、建物の経年劣化が見られることから、学校要望を踏まえ、適宜、修繕などを行っているところである。</p> <p>しかしながら、修繕の必要な個所が多くあり、対応に時間を要しているところである。</p> <p>今後も、建物の状態を把握し、安全・安心な教育環境を維持できるよう修繕などに、計画的に取り組んでいきたいと考えている。</p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A 誰もが安全かつ円滑に学校施設を利用できるよう、段差解消のためのスロープ設置など、学校施設の状況に応じてバリアフリー化に取り組んでいるところである。</p> <p>鳩ヶ谷中学校については敷地内に高低差があり、バリアフリー化の改修には、課題があることから、移動式スロープの設置などについて検討していきたいと考えている。</p>
<p>碓 康雄 議員 (新風)</p> <p>10 防災について</p> <p>(1) 避難所について</p> <p>オ 小学校体育館への空調機設置計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後のスケジュール、設置費用及び国庫補助金について教えていただきたい 	<p>(教育総務部長)</p> <p>A 小学校体育館への空調機設置については、年間5校から7校程度を目安に、計画的な設置に向けて検討しているところである。</p> <p>設置費用については、工事費の上昇により、中学校体育館に空調機を設置した際の、1校あたり約6,200万円に比べ、1.5</p>

<p>(要望)</p> <p>学校施設の体育館が災害時の避難所として使われることを考えると、小学校体育館へ早期の空調機設置をお願いしたい。</p>	<p>倍を超える費用を想定している。</p> <p>設置の際に活用できる文部科学省の空調設備整備臨時特例交付金は、補助率が2分の1で、体育館の屋根や壁などの断熱性確保のための改修工事を行うことが要件とされている。</p>
---	--

令和7年9月市議会定例会 一般質問質疑応答概要 (生涯学習課)	
<p><質問概要></p> <p>江袋 正敬 議員 (公明)</p> <p>1 1 地域問題について (2) 南平公民館・南平文化会館の建替えについて</p> <p>松本 幸恵 議員 (共産)</p> <p>2 手数料・使用料の改定について (2) 社会教育施設の使用料改定について</p> <p>イ 公民館等について ・現状の検討状況について</p>	<p><答弁概要></p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A 南平公民館・南平文化会館については、必要な改修工事や修繕を適宜行い、施設の維持管理に努めているところである。</p> <p>両施設の建替えについては、他の施設の状況等を踏まえながら、施設全体の整備計画の中で検討していきたいと考えている。</p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A 公民館等の使用料については、各施設の運営審議員にアンケートを実施し、意見を伺うなど基本方針に基づき、現在、改定作業を進めているところである。</p> <p>令和5年度の維持管理費に占める使用料の負担割合は、約3.1パーセントである。受益者負担割合については、公民館と同様の民間施設は限られていること、また、すべての市民が日常生活上、必ずしも必要とは言えないものの地域住民のニーズに合わせた学習の場を提供する社会教育の必要性を勘案し、25パーセントとしたものである。使用料の改定にあたり、他自治体との均衡を図るなど、慎重に検討していきたいと考えている。</p>

<p>(再質問)</p> <p>2(2)イについて、受益者負担割合を25パーセントとした根拠について</p>	<p>(教育総務部長)</p> <p>A 基本方針においては、受益者負担割合を、施設の市場性及び必需性により分類し、民間の類似施設が少なく、すべての市民が日常生活に必要な施設については低く、民間に類似施設があり、特定の市民の利用にとどまる場合は、選択的な施設として、高く設定している。</p> <p>公民館は、民間の類似施設が限られており、地域社会のニーズに合わせた学習や交流の場を提供するなど、社会教育の推進に必要な施設である一方で、趣味やレクリエーションの場として選択的に利用する施設の側面もあることから、受益者負担割合を25パーセントとしたものである。</p>
--	---

令和7年9月市議会定例会 一般質問質疑応答概要		(文化財課)
<p><質問概要></p> <p>後藤 留美 議員 (公明)</p> <p>9 地域の課題について</p> <p>(5) 安行原の蛇造りを守り続けることについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金増額など、安行原の蛇造りを守り続けることについて、市の見解は <p>関 由紀夫 議員 (公明)</p> <p>1 「川口市平和都市宣言」の理念に基づく本市の考え方について</p> <p>(2) 川口に眠る戦争の記憶を後世に残すことについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近なところに戦争に関連した施設があったということを後世に伝え残すことはできないか 	<p><答弁概要></p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A 「安行原の蛇造り」は、古くから年中行事として行われ、地域の文化を守り続ける方々の連帯感を深める重要な役割を果たしているものと認識している。</p> <p>このことから、郷土資料館においてパネル展示による紹介を行うとともに、保存・伝承活動に対し、補助金を交付することなどにより、支援しているところである。</p> <p>補助金の増額については、現在、予定はないが、地域の伝統を学び、地域社会の発展に貢献する場として継承されるよう、引き続き支援したいと考えている。</p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A 文化財センター「郷土資料館」では、戦時中の資料を展示しているほか、小学校6年生を対象に「戦時中の川口の暮らし」と題したオンライン社会科見学を実施するなど、戦争の記憶を後世に残す事業を行っている。</p> <p>議員案内の十二月田高射砲陣地など、戦争に関連した施設が身近なところにあったということを知ることは、平和意識の高揚につながることから、こうした情報の収集に努め、その周知方法について検討する。</p>	

令和7年9月市議会定例会 一般質問質疑応答概要 (中央図書館)	
<p><質問概要></p> <p>江袋 正敬 議員 (公明)</p> <p>10 図書館について</p> <p>(1) 市内書店との連携について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内書店からの本の購入を <p>(2) スマートフォンを活用した図書館利用カードの導入について</p> <p>後藤 留美 議員 (公明)</p> <p>9 地域の課題について</p> <p>(4) 新郷図書館に新たな価値を与えるサービスを導入することについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お茶を飲んでくつろげる場所の提供を 	<p><答弁概要></p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A 個人書店が減少している中、市内書店との連携は、書店の経営を下支えするとともに、地域の読書環境の充実にとっても重要であることから、これまでは雑誌を中心に購入してきたが、今年度から本の購入数を増やしているところである。</p> <p>今後についても、繁忙期に配慮するなど市内書店と連携しながら、本の購入数を計画的に増やしていきたいと考えている。</p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A 議員提案のスマートフォンを活用した図書館利用カードは、デジタル機器が普及している中、利用者の利便性の向上に繋がることから必要なものと認識している。</p> <p>このことから、導入については令和9年度に予定している図書館システムの更新時期に合わせ、検討していきたいと考えている。</p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A 本市の図書館においては、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資する役割を果たすため、必要となる図書の実質や、おはなし会などの実施に取り組んでいるところである。</p>

<p>(要望)</p> <p>まだ図書館を利用したことがない方にもアプローチをしてほしい。アンケートは5年に一度の実施とのことだが、毎年行ってほしい。お茶を飲んだり、くつろいだりできる場所を提供して若い方が気軽に立ち寄ることができる図書館にしてほしい。</p>	<p>議員提案のくつろげる場所の提供については、現状のスペースに限りがあることから難しいものと考えているが、定期的を実施している利用者アンケートを参考にするなど、引き続き図書館サービスの向上に努めていきたいと考えている。</p>
--	--

令和7年9月市議会定例会 一般質問質疑応答概要 (スポーツ課)	
<p><質問概要></p> <p>江袋 正敬 議員 (公明)</p> <p>1 1 地域問題について</p> <p>(1) 東スポーツセンタープールに移動式階段の設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童プールに移動式階段を設置できないか <p>(要望)</p> <p>滑り止め等、安全面に是非とも配慮していただきたい。</p> <p>最上 祐次 議員 (青嵐)</p> <p>4 地域の課題について</p> <p>(2) 青木町公園総合運動場のプールについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般公開を6月1日から開始できないか 	<p><答弁概要></p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A 東スポーツセンターでは、25メートルプールにウォーキング専用のレーンを設けているが、水深等に不安がある方には、利用状況に応じて児童プールを利用いただいているところである。</p> <p>一方で、児童プールは、児童の泳力向上を目的としていることから、本来の利用目的に支障が生じるおそれのある移動式階段の設置は難しいものと考えているが、引き続き、滑り止めの対策を行うなど、安全面に配慮していきたいと考えている。</p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A 青木町公園総合運動場のプールについては、例年、多くの競技会が開催されるほか、競技力の向上を目的として、多くの団体に利用いただいている。</p> <p>こうした団体利用については、一般公開の期間外に集中して行われていることから、一般公開の開始を6月1日からとすることは難しいものと考えているが、今後、団体利用</p>

<p>松本 幸恵 議員（共産）</p> <p>2 手数料・使用料の改定について (2) 社会教育施設の使用料改定について</p> <p>ア スポーツセンターについて ・受益者負担割合を50パーセントとした根拠、子どもや学生などへの減免措置について</p>	<p>の状況等を踏まえながら、一般公開の開始日について判断していきたいと考えている。</p> <p>（教育総務部長）</p> <p>A スポーツセンターの受益者負担割合については、「必需性」の観点から、個人の趣味・趣向として利用される一方で、健康増進などの公益性に寄与すること、また、「市場性」の観点から、民間にも類似施設がある一方で、公共的な側面もあることから、50パーセントが妥当であると判断したものである。</p> <p>なお、使用料の改定にあたっては、激変緩和措置や他の自治体との均衡などに配慮するとともに、子どもや学生向けの料金設定や減免措置についても、併せて検討していきたいと考えている。</p>
<p>後藤 留美 議員（公明）</p> <p>7 スポーツセンターの不正予約を防止する措置を講ずることについて</p>	<p>（教育総務部長）</p> <p>A スポーツセンターの団体利用については、事前の登録を行っていただく必要があり、重複登録などの禁止事項を説明しているところである。</p> <p>登録の際には、申請内容について審査するとともに、登録後においても、不適切な施設利用が判明した場合には、予約システムの利用を停止するなどの措置を講じている。</p> <p>引き続き、施設の適切な利用を促すとともに、利用者に対し、より一層の周知及び啓発</p>

<p>8 熱中症対策について</p> <p>(2) スポーツセンターの体育館にエアコンを設置することについて</p> <p>(要望)</p> <p>今は難しいとのことだが、エアコンの早期設置を要望する。</p>	<p>に努めていきたいと考えている。</p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A 近年では、夏場において熱中症のリスクが高まっていることから、スポーツセンターでは、各施設の状況に応じた熱中症対策を講じながら、施設を利用いただいているところである。</p> <p>体育館への空調設備の設置については、財源の確保が大きな課題となっていることから、現時点においては難しいものと考えているが、施設の更新や大規模改修等の機会を捉え、検討していきたいと考えている。</p>
---	---

令和7年9月市議会定例会 一般質問質疑応答概要 (庶務課)	
<p><質問概要></p> <p>後藤 留美 議員 (公明)</p> <p>8 熱中症対策について</p> <p>(3) 中学校の武道場に移動式エアコンを設置することについて</p> <p>・中学校の武道場に移動式エアコンを設置することについて、全体のエアコン設置計画とあわせ、本市の見解は。</p> <p>(要望)</p> <p>部活動の実施について工夫をしているようだが、暑さで部活動が実施できないような事態とならないよう対策をお願いしたい。</p>	<p><答弁概要></p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 現在、学校施設への空調機設置については、財源等の観点から国の補助制度を活用し、今後複数年に渡る小学校体育館への設置計画を検討している段階となっている。</p> <p>このことから、議員指摘の中学校武道場への移動式エアコンの先行導入については困難と考えているが、空調機のある体育館での授業や部活動の実施など学校における暑さ対策はもとより、災害時の避難所としての機能向上の観点からも、引き続き小学校体育館への早期導入に向け関係部局と連携し取り組んでいく。</p>

<p>に周知いただきたい。</p> <p>松本 幸恵 議員（共産）</p> <p>10 学校環境の改善に向けて</p> <p>(1) 中学校の35人学級の実施に向けて</p> <p>ア 定数増に伴う教職員の確保に向けて</p> <p>(ア) 教員が足りない現状について</p> <p>(イ) 本市の取り組みと教員の確保を県に求めること</p> <p>(2) 学童保育について</p> <p>ア 保育室の整備について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 令和7年9月1日現在で、本市の中学校における県費負担教職員の不足状況は、年度途中における病気休暇・育児休業等の代員の6名となっている</p> <p>年度途中に欠員が生じた場合、臨時的任用教員の登録が少ないことから、全てを配置することが非常に困難な現状である。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 本市では、現在の教員不足解消と令和8年度から始まる中学校の35人学級の実施に向けて、川口市ペーパーティーチャー相談会や大学訪問、教職員募集ポスターの掲示、駅前オーロラビジョンや電車の車内モニターを活用した広報活動等の取り組みを進めている。</p> <p>今後も、一人でも多くの人材を確保できるよう、県教育委員会に強く働きかけていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 本市の放課後児童クラブは、待機児童を出すことなく運営をしている一方で、利用児童が年々増加傾向となっており、必要に応じた環境の整備を適宜行っているところである。</p> <p>具体的には、各小学校と連携し、余裕教室</p>
---	--

<p>イ 支援員等の加配について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別な支援・配慮を必要とする児童への対応について <p>ウ 利用料の改定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営に関する諸課題を解決しないまま料金改定をすることについて市の見解を <p>後藤 留美 議員（公明）</p> <p>4 教育について</p> <p>(4) 放課後児童支援員を適正に配置することについて</p>	<p>や特別教室の活用に加え、新たにプレハブを整備するなど、クラブ室の拡充に努めている。</p> <p>今後も、児童の安全を考慮した放課後児童クラブの環境整備を行っていく。</p> <p>（学校教育部長）</p> <p>A 本市放課後児童クラブにおいて、特別な支援・配慮を必要とする児童は年々増加しており、支援員の加配等の対応が必要となっている。</p> <p>このため、各放課後児童クラブの運営委託契約において、職員を加配措置した場合の加算費用を定め、事業者が受託する各放課後児童クラブの実情に応じて支援員等を適切に配置しているところである。</p> <p>（学校教育部長）</p> <p>A 放課後の子どもの豊かな時間、安全・安心な居場所を引き続き確保していくためには、議員指摘のとおり、施設の整備をはじめ、放課後児童支援員の質の向上が課題であると捉えている。</p> <p>これらの課題を解決するため、また、近年の物価高騰や人件費の高騰に対応するための財源確保措置として、平成8年以降、見直しが行われていない放課後児童クラブ利用料について、改定するものである。</p> <p>（学校教育部長）</p> <p>A 本市公設民営放課後児童クラブの運営を委託している事業者に対しては、「川口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に</p>
---	---

<p>藤田 みつぐ 議員（青嵐）</p> <p>5 教育について</p> <p>(4) 教職員による盗撮の防止について</p> <p>(要望)</p> <p>横浜市では、再発防止に向け校内の隠しカメラを調べる探知機を導入する方針である。必要に応じて、調査研究をお願いする。</p>	<p>関する基準を定める条例」において規定している、「原則1支援単位当たり支援員2人以上の配置」について遵守するよう求めている。しかし、支援員等の人材確保が困難であるため、開所日によっては、その基準を下回る配置となっている放課後児童クラブがある状況である。</p> <p>今後は、放課後児童支援員の処遇改善を含めた魅力の向上を図るなど、人材確保に資するため、現在の運営委託内容の見直し等を検討していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A これまで教育委員会では、管理職を含む教職員の当事者意識の向上を図り、授業等個人所有端末の使用を禁止する等、盗撮防止について指導してきた。</p> <p>一連の教職員事故発生後、市内全校を対象に、改めて「盗撮防止に係る緊急点検」を実施するとともに、教職員によるわいせつ行為等の事故根絶に向け、校内研修の確実な実施及び校内環境の整備等について指導したところである。今後については、「盗撮防止等ガイドライン」を策定し、個人所有のスマートフォン等の利用を制限するなど、盗撮を未然に防止し、児童生徒の安全を守る取組を強化していく。</p>
--	---

<p>また、ガイドラインを策定する際は、県立学校のガイドラインを参考に策定いただきたい。</p>	
--	--

令和7年9月市議会定例会 一般質問質疑応答概要		(指導課)
<p><質問概要></p> <p>吉田 英司 議員 (自民)</p> <p>1 2 教育研究所芝園分室移転に伴う諸課題について</p> <p>(1) 移転後の名称について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現時点の考え方について <p>(2) 教職員研修の今後について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会場等の確保についての具体策 	<p><答弁概要></p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 移転後の名称については、市民の皆様に分かりやすく認知していただけるよう、地域名称を付すことを基本的な考え方としており、現在「(仮称)川口市立教育研究所上青木分室」とすることで準備を進めているところである。</p> <p>引き続き、名称の正式決定に向けた、必要な手続きに着実に取り組んでいく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 移転先の施設については、研修及び会議に活用できる10人程度から60人規模まで対応可能な会議室を備えているが、それ以上の人数が参加する研修や活動を伴う研修には、収容人数や設備面が課題となっている。</p> <p>そのため、必要に応じて移転先フロア内にあるスタジオを活用し、オンライン研修を実施することで対応するほか、第二本庁舎の大会議室や青木会館に加えて、市内の教育施設を研修会場として活用する予定である。</p> <p>今後も、様々な工夫をしながら会場を確保し、教職員研修の質の向上に努めていく。</p>	

<p>(3) 教育支援センターの在り方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援体制と説明の実施について <p>(要望)</p> <p>中核市である川口市に見合った新たな教育支援センターの設置を引き続き目指していただきたい。</p> <p>江袋 正敬 議員 (公明)</p> <p>5 教育について</p> <p>(1) 学校水泳指導の民間委託について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水泳指導を民間に委託してはどうか 	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 不登校児童生徒への支援をより強化するため、令和8年度より順次「地域教育支援センター」を、東本郷小学校、領家小学校、神根東小学校、芝樋ノ爪小学校に設置する予定である。</p> <p>現在、近隣の児童生徒を受け入れる体制構築に向けた準備を進めているところであり、「わくわくスクール」「チャレンジスクール」に通っている児童生徒と保護者への説明会を7月10日に実施し、環境の変化や支援体制について丁寧に説明をしたところである。</p> <p>引き続き、悩みを抱える児童生徒が、地域の教育支援センターに安心して通うことができるよう、支援内容と環境を整えていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 水泳指導を民間に委託することについては、子どもたちがより専門的な指導を受けられることや屋内施設の使用により、天候や季節に左右されずに学習できることなどの効果があると認識している。</p> <p>一方で、受け入れ施設の数や移動時間、委託費用などの課題もあるものと捉えている。</p> <p>このことから、当面は既存のプールを利用して指導していくことを基本に、民間委託も一つの選択肢として、将来的な水泳授業のより良い在り方について、教育局内に立ち上げ</p>
---	---

<p>(4) 教育支援センターの今後について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度以降における教育支援センターの設置について <p>(6) 夏休み明けの児童生徒について</p> <p>ア サマースクールの成果について</p> <p>イ 夏休み明けに登校していない児童生徒へのケアについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏休み明けに休み始めた児童生徒に対する相談体制の充実について 	<p>た組織で検討をはじめたところである。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 不登校児童生徒への支援をより強化するため、令和8年度より順次「地域教育支援センター」を、東本郷小学校、領家小学校、神根東小学校、芝樋ノ爪小学校に設置する予定である。現在、近隣の児童生徒を受け入れる体制づくりに向けた準備を進めているところである。</p> <p>各地域における不登校児童生徒が、安心して通うことができる環境と支援内容を整えていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A サマースクールの成果としては、児童生徒の夏季休業中の様子や心理状態・健康状態の把握ができ、配慮を要する児童生徒へも積極的な働きかけを行えたことで、2学期の学校生活が始まる上での心の準備につながれたことなどが挙げられる。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 夏季休業明けについては、児童生徒の心身の不調が表れやすく、欠席者が増加する傾向にある。</p> <p>日頃から、児童生徒のSOSを受け止めていくために、教員と児童生徒の信頼関係構築、関係機関との連携等、児童生徒が悩みを相談できる体制を築いている。</p> <p>特に、児童生徒が休み始めた段階においては、速やかに個別面談や家庭訪問を実施するなど、悩みを抱えた児童生徒の早期発見、早期対応に取り組んでいる。</p> <p>引き続き、相談体制の充実を図り、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう努めて</p>
---	--

<p>(要望)</p> <p>悩んでいる保護者のケアもしていただきたい。</p> <p>(7) いじめを見逃さない日の制定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市でも、いじめを見逃さない日を制定することについて <p>最上 祐次 議員 (青嵐)</p> <p>2 教育について</p> <p>(2) 小学校屋外プールについて</p> <p>ア 水泳授業の実施状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水泳授業の開始時期について 	<p>いく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A いじめを見逃さない日の制定については、児童生徒がいじめ撲滅に向けて改めて考える良い機会になると理解している。</p> <p>現在本市では、ピンクピンバッジの着用を含めたいじめ予防強化月間の設定やいじめゼロサミットの実施などを通して、「いじめは絶対に許さない」という意識の醸成に努めているところである。</p> <p>引き続き、本市の取り組みをいじめについて考える良い機会としていくとともに、いじめを見逃さない日の制定についても、今後いじめゼロサミット等で取り上げ、その有効性について検証していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 小学校の水泳授業については、8時間から10時間での実施計画としており、近年の猛暑による影響を受ける中でも、プール清掃日を早めるなど工夫することで、概ね計画時間通りに水泳授業を実施している。</p> <p>今年度の具体的な水泳授業の開始時期については、5月下旬が2校、6月上旬が29校、6月中旬が20校となっている。</p>
--	---

<p>(4) 不登校支援について</p> <p>ア 令和8年度の支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SKIPシティの移転に伴う不登校支援機能の移行について <p>イ 不登校支援の成果指標について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的自立等を捉える新たな指標を設け、一人ひとりを適切に評価することについて <p>(要望)</p> <p>成果指標に盛り込んでもらうことを要望する。</p> <p>ウ 校内教育支援センター「ほっとルーム」利用者の情報引き継ぎについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象児童生徒の個別情報や教室の活用について年度をまたぐ引き継ぎを行うことについて 	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 教育研究所芝園分室から移転後の不登校支援体制については、教育相談機能の一部をSKIPシティに置くとともに、令和8年度より順次「地域教育支援センター」を、東本郷小学校、領家小学校、神根東小学校、芝樋ノ爪小学校に設置する予定である。</p> <p>今後も、各地域における不登校児童生徒が、安心して通うことができるよう、支援内容と環境の充実に努めていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 地域行事等への参加状況や心の安心度を評価する指標については、現在該当するものはないが、多面的に児童生徒の学びや成長を見取っていくことは重要であると捉えている。</p> <p>このことから、地域社会への参加や、人とのつながり、自己肯定感の高まりなども、一人ひとりのよさや成果として適切に評価し、社会的自立につなげていけるよう、各学校に働きかけていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 校内教育支援センターの年度をまたぐ情報の引き継ぎに関しては、管理職や不登校対策担当教員、教育相談コーディネーター等で組織した支援チームにおいて行っているところである。</p> <p>また、各学校に対しては、児童生徒の実態等に応じて、組織的・継続的な支援が行われるよう、校内教育支援センターの教室配置や</p>
--	---

<p>(要望) 情報の引き継ぎについて、教育委員会から指導するよう要望する。</p> <p>松本 幸恵 議員 (共産)</p> <p>8 子どもの安全な保育等の実施に向けた課題について (2) 医療的ケア児への保育・教育環境について イ 学校の看護師の確保について ・市の看護師を配置することについて</p> <p>ウ 公立幼稚園での相談体制について ・医療的ケア児を受け入れる際の相談体制について</p>	<p>効果的な活用について指導しているところである。</p> <p>(学校教育部長) A 保護者、学校、看護師に市を加えた4者での連携は、児童生徒の安全な医療ケアを行う上で大変重要であると認識している。現在雇用している派遣看護師との丁寧な情報交換や対応記録の共有を行い、保護者との緊密な連携を図っている。 市の看護師を学校に配置することについては、今後の研究課題の一つとしていく。</p> <p>(学校教育部長) A 現在、公立幼稚園では医療的ケア児の受け入れ体制を整えているが、入園の実績はない。 今後、医療的ケア児の保護者が入園を希望した際には、個別のニーズを丁寧に聞き取り、合意形成を図った上で看護師の配置を進めていく。</p>
---	---

<p>9 核兵器廃絶と平和な社会を希求していく本市の取り組みについて</p> <p>(2) 子どもたちに被爆の実相を広く伝えるために</p> <p>イ 市内の学校で被爆者の話を聞く機会を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校で被爆者の話を聞く機会を増やしてほしい <p>柳田 つとむ 議員（自民）</p>	<p>（学校教育部長）</p> <p>A 戦後80年を迎え、被爆者の高齢化が進む中で、子どもたちが被爆体験を直接聞くことは、被爆の実相や核兵器の非人道性を次代につないでいくために大変貴重な機会であると認識している。</p> <p>今後も、関係部局と連携し、被爆体験を直接聞く機会が増えるよう周知していく。</p>
<p>1 本市が新設を予定する学びの多様化学校について</p> <p>(1) 目指す姿について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校名を含めた目指す姿について <p>(2) 開校に向けた進捗状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の進捗状況及び今後の流れについて 	<p>（学校教育部長）</p> <p>A 本市の学びの多様化学校は、生徒が将来も様々な人と関わりを持ち続けることが重要であるという考えから、人との関わりの中で学ぶ力を育むことを特色としている。このことから、教職員だけに限らず保護者や地域の方などとのつながりを重視した学校を目指している。</p> <p>また、夜間中学の校舎を利活用し、芝園小学校跡地に新設するため、学校名を「川口市立芝園学園中学校」とする議案を、本議会に提出したところである。</p> <p>今後も生徒一人ひとりに寄り添い、社会的自立を支援する学校を目指し、準備を進めていく。</p> <p>（学校教育部長）</p> <p>A 現在、転入学を検討している家庭からの問い合わせの対応の他、芝西中学校陽春分校との共用に向けた施設・設備等の整備や調整</p>

<p>2 いじめのない学校づくりの取り組みと成果について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取り組みの具体的な内容と成果について <p>5 防犯について</p> <p>(1) こども110番の家の有効性と方策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効性と、より一層、地域連携を図るための方策について 	<p>などを進めている。</p> <p>今後については、転入学を希望する児童生徒の実態を把握するため、10月下旬から11月中旬にかけて、指導課指導主事による体験授業を実施する予定で、併せて文部科学省及び埼玉県への学校新設の届出を進めていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A いじめのない学校づくりへの取り組みについては、いじめ撲滅への意識啓発を図るために、いじめゼロサミットを開催し、その中で、児童生徒が主体的に協議したいじめ防止の取り組みを全小中学校で実施している。</p> <p>また、いじめ対応教員研修会では、本市作成のいじめ対応事例集を活用して、未然防止のための初期対応等について具体的に考え、学び合う場を設定することで実践力を養っている。</p> <p>成果としては、法令や制度に基づく指導体制とともに「いじめを許さない、見逃さない」という姿勢の醸成へ繋がっていると捉えている。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 児童生徒が、不審者に遭遇した際に逃げ込むことができる「こども110番の家」は、日常生活における安全確保や犯罪の抑止効果に大変有効であると認識している。</p> <p>今後も、「こども110番の家」を増やし、地域の安全網をより確かなものとするために、町会長や自治会長に加え、各商店街等を通じて、日常的に立ち寄れる場所や店舗を中心に、積極的に協力を依頼するよう各学校に働きかけていく。</p>
--	---

<p>(2) 子どもたちの防犯意識を高める取り組みについて</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 子どもたちの防犯意識を高める取り組みについては、各学校の学校安全計画をもとに、子どもたちに危険予測や回避能力を身に付けることを目的に、様々な方法で学習している。</p> <p>具体的には、警察をはじめとする外部機関と連携した不審者侵入を想定した避難訓練の実施や防犯の専門家による防犯教室等を通して、それぞれの場面や状況を想定し、子どもたちが実践的に学ぶことができる取り組みを行っている。</p>
<p>後藤 留美 議員 (公明)</p>	
<p>4 教育について</p> <p>(1) いじめの相談者へ真剣に寄り添う体制を徹底することについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校や先生の違いで対応が異なることがないよう真剣にご相談者に寄り添っていただきたい。 	<p>(学校教育部長)</p> <p>A いじめの相談については、相談者に寄り添った丁寧かつ組織的な対応を行うことが大変重要であると認識している。</p> <p>現在本市では、法に則ったいじめの捉え方や、相談者や被害者の心情を第一に考えた適切な対応がなされるよう、留意点等を示しながら各学校へ指導、助言を行っているところである。</p> <p>今後も、全ての学校において相談者に寄り添った迅速かつ丁寧な対応が確実になされるよう、教職員一人ひとりの対応力の向上と相談体制の充実に努めていく。</p>
<p>(2) 制服をリサイクルすることについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制服のリサイクルが活発になるよう各学校へ働きかけをしてほしい 	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 制服のリサイクル活動は、議員指摘の通り、家庭の経済的負担の軽減やSDGsの活動につながる有意義なものであると認識している。</p> <p>今後も、制服のリサイクルが各学校の実態</p>

<p>(3) 市内の小中学校における学校図書館の整備について</p> <p>藤田 みつぐ 議員 (青嵐)</p> <p>5 教育について</p> <p>(1) 不登校児童生徒への取り組みについて</p> <p>ア 学びの多様化学校について</p> <p>・学びの多様化学校はどのような方針を立て、どのような学校を目指しているのか。</p> <p>イ 教員に対する不登校支援の研修等について</p>	<p>に応じた活動として一層普及し、保護者にも確実に情報が広まるよう、市立学校長会議等を通じて働きかけていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 学校図書館の整備充実を図ることは、児童生徒が自発的・主体的に学校図書館を活用するために重要であると認識している。</p> <p>今後も国が示す「学校図書館ガイドライン」を活用しながら、適切な廃棄と更新を行うよう指導するとともに、学校長のリーダーシップのもと、図書配置や掲示物の工夫をするなどして、児童生徒にとって魅力ある学校図書館となるよう、より一層の充実に向けた支援に努めていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 本市の学びの多様化学校では、生徒が人との関わりの中で学ぶ力を育むことを重視し、対面による教育活動を基本とすることとしている。</p> <p>不登校児童生徒は、状態が様々で、丁寧な把握と適切な支援が重要であることから、個に応じて寄り添い、柔軟に対応することで、生徒の社会的自立を支援する学校を目指していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 不登校児童生徒の状態を適切に把握し、個に応じた支援を進められるよう、不登校児</p>
--	--

<p>・不登校支援に関する研修等の実施状況について</p> <p>ウ 成果が出始めた取り組みについて</p> <p>・不登校支援で効果のあった取り組みについて</p> <p>(要望)</p> <p>市内では不登校児童生徒の保護者の会がいくつか活動していることから、教育委員会としてもより幅広く保護者等とのコミュニケーションをとっていただくことを要望する。</p> <p>(2) 学びの多様化学校でのプログラムの充実について</p> <p>・学びの多様化学校で臨床美術のプログラムに取り組むことはできないか</p>	<p>児童生徒理解研修会及び全小中学校に対する生徒指導学校訪問等を実施している。</p> <p>併せて、令和6年度には学校からの要請に基づき、7校に対して、不登校児童生徒支援に関する研修を実施した。</p> <p>引き続き、不登校児童生徒一人ひとりの状態や思いに寄り添った丁寧な支援がなされるよう、各学校に対して指導していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 校内教育支援センターの設置促進による居場所づくりや、スクールソーシャルワーカーの活用、子育て相談課との連携による家庭への支援等が効果的に作用したことにより、好ましい変化が見られた事例があった。</p> <p>今後も、不登校児童生徒への支援を強化していくとともに、児童生徒が安心して学べる居場所となる魅力ある学校づくりに努めていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 児童生徒の社会的自立を目指す上で、自己肯定感を育むことは重要であると認識している。</p> <p>学びの多様化学校で臨床美術のプログラムに取り組むことについては、開校後の生徒の実態を考慮することが重要であることから、その可能性について研究していく。</p>
--	--

<p>(要望)</p> <p>自己肯定感をいかに高めるか、という課題に対する教育的価値についても、併せて研究していただきたい。</p> <p>(3) 社会保障ゲームの活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保障ゲームについて情報を収集してほしい <p>松本 英利 議員 (自民)</p> <p>2 市民に向けた川口市立高等学校の魅力の発信について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川口総合文化センター・リリアで文化芸術系部活動の発表会を行うことについて <p>(要望)</p> <p>これまで川口市立高等学校の文化芸術系部活動は市の行事等を盛り上げてきたことから、貢献に報いる意味でも、定期的にリリアで発表ができるよう費用面も含め支援してほしい。</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 子どもたちが、社会のセーフティネットである社会保障制度について学ぶことは、大切なことであると認識している。</p> <p>社会保障ゲームについては、その有効性や、教育的価値について把握するため、情報を収集していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 川口市立高等学校生徒による発表会が、市外のホールにて行われていることは、把握している。</p> <p>川口市立高等学校は子どもたちが憧れ、市民が誇りに思う学校を目指しており、文化芸術系部活動による取り組みを広く市民に発信することで、これまで以上に高校の魅力を伝え、市民に愛される本市のリーディング校となることが求められている。</p> <p>このことから、本市の芸術文化と情報の発信基地である川口総合文化センター・リリアでの発表会が実現できるよう検討を進めていく。</p>
--	--

<p>碓 康雄 議員（新風）</p> <p>6 部活動の地域展開について</p> <p>(1) 部活動の現状について</p> <p>・令和7年度の部活動数、部員数、参加率について</p>	<p>（学校教育部長）</p> <p>A 令和7年5月1日現在の市立中学校における部活動の設置数は、運動部337部、文化部109部の合計446部であり、部員数は、1万1,476人、加入率は、84.9パーセントである。</p>
---	--

令和7年9月市議会定例会 一般質問質疑応答概要 (学校保健課)	
<p><質問概要></p> <p>江袋 正敬 議員 (公明)</p> <p>5 教育について</p> <p>(5) 給食調理員の夏場の暑さ対策について</p> <p>ア スポットクーラーの効率的な使用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポットクーラーの効率的な使用についての市の考え <p>イ 水冷式ベスト等の配布について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水冷式ベスト等を配布することについての市の考え <p>(要望)</p> <p>暑さ指数も高いので、是非とも環境改善を図って欲しい。</p>	<p><答弁概要></p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 各調理室に配備しているスポットクーラーについては、本体の排気口から排出される熱い空気を窓などから排熱することで冷却効果が高まるとされている。このことから、調理機器の配置によるスペース等の課題もあるが、より効率的な使用が可能となるよう、各学校に周知する考えである。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 水冷式ベストについては、体を直接冷却することで瞬時に体温を下げるため、熱中症リスクの低減や快適な作業に寄与する反面、価格面やメンテナンスなどに課題があると捉えている。一方で、調理室の暑さ対策は重要な課題であることから、引き続き、議員提案の方策も含め有効な暑さ対策に努める。</p>

<p>船津 由徳 議員 (自民)</p> <p>2 学校施設について</p> <p>(1) 酷暑対策について</p> <p>イ 給食室の現状と対策について</p> <p>・給食室における酷暑対策の現状と今後の対策についての市の考え</p> <p>(要望)</p> <p>各学校の現場に合わせて、スポットクーラーの増設など、早急な対応をお願いしたい。</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 給食室の酷暑対策については、現状、調理員に電動空調ファン付き調理服の貸与等を行っているほか、各施設にスポットクーラーを配備し、更には学校の要望に応じて増設している。議員指摘のとおり、夏場における給食室の労働環境は大変厳しいものと認識しており、重要な課題の一つと捉えていることから、引き続き、有効な暑さ対策に努める考えである。</p>
--	---

環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和7年 9月市議会定例会)

教育政策室 学校教育部 指導課

質 疑	応 答
<p>議案第142号 令和7年度川口市一般会計補正予算（第4号）</p> <p>第1条第1表 歳入歳出予算補正の内</p> <p>△ 歳出の部 第10款 教育費</p> <p>△ 歳入の部 第17款 県支出金 第3項 委託金 第23款 市債</p> <p>第2条第2表 債務負担行為補正の内</p> <p>1 追加 劇団公演鑑賞バス運行業務</p> <p>第3条第3表 地方債補正</p> <p>1 変更 学校施設等整備事業</p>	
<p>< 質 疑 ></p> <p>(松本 英利 委員)</p> <p>①今回の実証実験はなぜ吹奏楽なのか。</p> <p>②参加校が鳩ヶ谷中学校、里中学校との説明があり、鳩ヶ谷地区の中学校は八幡木中学校とで3校あるが、なぜ八幡木中学校が参加しないのか。</p>	<p>(教育政策室長)</p> <p>①今回の実証実験は、文化庁からの委託金の活用に関するもので、文化系の活動が対象となることから、文科系の活動の中で地域展開する上で、最も課題の多い種目が吹奏楽であったためである。</p> <p>②これまでも鳩ヶ谷地区の吹奏楽部は、合同練習会として活動していた下地があったこと、さらに学校長や顧問教師へ相談していく中で、クラブ設立について深い理解があるが、八幡木中学校の生徒、保護者から、里中学校までの移動負担の懸念や、単独での活動希望があったことから、参加しないという結論に達したためこの2校になったものである。</p>

質 疑	応 答
<p>③9月から3月まで活動との説明があったが、なぜ4月からの活動ではなく9月からの活動なのか。</p>	<p>③学校と相談したうえで、吹奏楽のコンクールが8月に開催され、コンクール終了後の1、2年生が中心の活動が開始される9月からが活動開始の区切りとして適切ではないかという考えにまとまったためである。</p>
<p>④実証事業の委託費が113万3,000円となっているがその内訳は。</p>	<p>④参加者から月1,000円を集金し、約38万円を受益者負担として収入とし、合わせて150万円を予算としている。そのうち、講師謝礼、運営補助の謝礼、楽器運搬費を合わせたクラブ運営費で約130万円、定期演奏会の費用で約10万円、生徒の保険代で5万円、楽器へかける動産保険で約4万円が内訳である。</p>
<p>⑤今回の実施事業を今後市内の吹奏楽の地域展開にどのようにつなげていくのか。</p> <p>(後藤 留美 委員)</p> <p>講師の方は何人でどういう経歴の方なのか。</p>	<p>⑤特に小規模での活動となっている部活動について、複数校での合同の活動を行うなど、今回の実証事業を通して、令和9年9月から行う休日を地域クラブ活動として展開するためのモデルを確立し、市内の他の地区での展開へと生かしていくことを考えている。</p> <p>(教育政策室長)</p> <p>講師は4人で、東京藝術大学卒業の方や、海外留学の経験者など、専門的な指導のできる方である。</p>

質 疑	応 答
<p>(今田 真美 委員)</p> <p>①里中学校での活動の場合、鳩ヶ谷中学校の生徒の交通手段は。</p> <p>②現在、両校の休日の部活動はどれくらい行っているのか。</p> <p>③コンクールが行われる期間を含む4月から9月については今後どう考えているのか。</p> <p>④両校で休日の活動に参加されない子が数人いるとのことだが、その場合休日は休みということか。</p> <p>⑤参加者負担金の件で、これまでの部活動で徴収していた部費から出すと聞いており、その分部費が少なくなるが部活動の運営は大丈夫なのか。</p> <p>⑥部費が半額になってしまうが、今までと同じように運営できるなら今までがもらいすぎているのではないか。</p> <p>(菅野 静華 委員)</p>	<p>(教育政策室長)</p> <p>①徒歩及び自転車を使用し、15分以内で到着する想定である。</p> <p>②土日のどちらか1日で活動をしている。</p> <p>③部活動の顧問及び地域クラブ活動の講師と相談しながら決めるものと考えている。</p> <p>④地域クラブ活動の参加は任意であるため、部活動を行うか、他のクラブ活動に参加するかは自由である。</p> <p>⑤ 部費は月2,000円で、そのうち1,000円を9月からの実証事業に充てるもので、運営について支障はないと考えている。</p> <p>⑥吹奏楽の楽器の修理はそれほど頻度が多くないこと、それ以外は消耗品の費用となるので、経費については賄えるものと考えている。</p> <p>(教育政策室長)</p>
<p>①この実証事業の企画がいつ立ち上がり、いつ生徒</p>	<p>①企画自体は令和7年の2月に立ち上がり、4月か</p>

質 疑	応 答
<p>と保護者に説明があったのか、その具体的な時期と経緯は。</p> <p>②令和9年9月以降は、土日の地域展開が進められるが、来年度部活動に参加するためには、地域クラブに加入することが必須になっているのか。</p> <p>③地域展開について令和9年9月以降と期限を定めているが、この時期の決定理由は。</p> <p>④予算の説明の中で、参加者の負担について説明があったが、参加者は何人なのか、参加者全員の経費が150万円程度なのか、113万円の委託金を超えている額がどのような経費なのか。令和7年度の当初予算からの経費は充てられているのか。</p> <p>⑤講師はどのように募集されたのか、どこの団体に所属しているのか。</p> <p>⑥113万円以上の経費が掛かっていて、161万円までの足りない部分は何で賄っているのか。</p> <p>(ふじしま ともこ 委員)</p> <p>チラシの印刷代は公費で賄っているのか。</p>	<p>ら説明をしている。</p> <p>②部活動及び地域クラブの選択については、生徒の意思で決めるもので、地域クラブの参加は必須ではない。</p> <p>③令和6年度川口市部活動地域移行推進協議会において決定されたためである。</p> <p>④参加者は66人で、月1,000円の参加費を徴収し、実証事業にかかるすべての経費について積算している。</p> <p>当初予算の部活動地域移行事業補助金からの支出はない。</p> <p>⑤実証事業の委託先である合同会社オータムリーフに所属している。</p> <p>⑥参加者一人当たり月1,000円の負担金を徴収することで賄っている。</p> <p>(教育政策室長)</p> <p>委託費と参加者の負担金で賄っている。</p>

質 疑	応 答
<p>(稲川 和成 委員)</p> <p>今回は鳩ヶ谷地区での実証実験であるが、次に実証実験を行うとしたらどこの地域を想定しているか。</p> <p>< 討 論 ></p> <p>(菅野 静華 委員)</p> <p>地域クラブ展開の実証実験の額としては少ない額ではあるが、今後も継続していくには無理があるのではないかと懸念がある。専門的な講師を依頼している中、今回はこの額で収まっているが、足りない分を参加費で賄っている現状から、今後はもっと経費が掛かるのではないかと懸念がある。また、八幡木中学校が参加しないとの意向もあり、保護者から話を聞くと、教育委員会の職員が突然押しかけてきて、地域クラブの話を進めてきたが、突然のことで保護者も生徒も戸惑いがあった、この先教育委員会が保護者や生徒の話を聞いてくれないのではないかと様々な不安な意見も出ており、丁寧に進められていないのではないかと見受けられるので反対する。</p> <p>(松本 英利 委員)</p> <p>今回の補正予算は、教育行政にかかわり、いずれ</p>	<p>(教育政策室長)</p> <p>どこの地域か想定はしていないが、今回と同様に、小規模での活動となっている部活動について、複数校での合同の活動が可能な地域を選定していきたいと考えている。</p>

質 疑	応 答
<p>も川口市の将来を担う子どもたちの健全な育成に なくてはならない事業である。</p> <p>中でも、「部活動地域移行実証事業等委託料」に ついては、国から県を経由して委託された事業であ り、県の委託金を主な財源としており、今後、休日 の部活動を地域クラブに展開するうえで、実効性を 高める重要な実証事業で、近隣の学校の生徒が共に 活動を行うことで、地域の深い結びつきを生むこと につながると考える。</p> <p>今後、少子化は確実に進行し、生徒数・教員数の 減少により、これまでの部活動という枠組みでは、 子どもたちが望む活動を継続していくことが困難 となることが見込まれる中で、子どもたちの活動の 場を確保するためには、本市においても部活動の地 域展開を速やかに進めていく必要がある。</p> <p>今後も、部活動の地域展開を着実に推進すること を求め、賛成する。</p> <p>(今田 真美 委員)</p> <p>この事業についてはこれまでも慎重に丁寧に進 めていくべきと訴えてきているが、今の進め方は拙 速であると考え。また部費の使いみちも参加す る、しない生徒で不公平が生じ、土日の活動につい ても、参加しない生徒は活動する場所がなくなって しまうなど、なかなか理解が十分に得られていない</p>	

質 疑	応 答
<p>まま進んでいるため反対する。</p> <p>(幡野 茂 副委員長)</p> <p>クラブ活動の地域展開は、少子化問題、教師の働き方改革、生徒の部活動に対する考え方の多様化に対応するため、学校主体から地域社会に移行するとして進められており、今回は県費を原資として実証事業を行っている。説明の中で吹奏楽はかなり課題が多いとのことなので、このような実証実験を有効に活用すべきと考える。今後様々な部活動があると思うが、今後の子どもたちのためにもこのような実証実験は必要であることから賛成する。</p> <p>< 採 決 ></p> <p>起立者多数にて可決</p>	

環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和7年 9月市議会定例会)

教育政策室 学校教育部 庶務課 川口市立高等学校

質 疑	応 答
議案第180号 調停の申立てについて	
<p>< 質 疑 ></p> <p>なし。</p> <p>< 討 論 ></p> <p>なし。</p> <p>< 採 決 ></p> <p>起立者全員にて可決。</p>	

環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和7年 9月市議会定例会)

学校教育部 学務課 指導課

質 疑	応 答
議案第158号 川口市立学校設置条例の一部を改正する条例	
<p>< 質 疑 ></p> <p>なし。</p> <p>< 討 論 ></p> <p>なし。</p> <p>< 採 決 ></p> <p>起立者全員にて可決。</p>	

環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和7年 9月市議会定例会)

学校教育部 学務課 指導課

質 疑	応 答
<p>議案第159号 川口市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例</p>	
<p>< 質 疑 ></p> <p>(松本 英利委員)</p> <p>①利用料を9,000円とする根拠は。</p> <p>②近隣市の利用料の状況は。</p> <p>③利用料の減免措置はあるのか。</p>	<p>(学務課長)</p> <p>①放課後児童クラブの事業費に係る国の考え方として、事業費の1/2を利用者負担とし、残りの1/6ずつを国・県・市で負担するという考え方がある。</p> <p>現在の本市放課後児童クラブにおいて、支援員の質の向上や、十分な子どもの居場所環境を確保するには、最大で1万4,000円以上の利用者負担が必要となる。他方、急激な利用料の増額は保護者負担となることから、今回の改定は9,000円に留め、今後物価や人件費の高騰を踏まえ、時機を見て見直しを検討していきたいと考える。</p> <p>②川越市1万1,000円、越谷市1万500円、さいたま市1万円、戸田市7,800円、朝霞市1万円、草加市8,800円である。</p> <p>③生活保護世帯と住民税非課税世帯については利用料を全額免除している。</p>

質 疑	応 答
<p>④利用料におやつ代は含まれるのか。</p> <p>(ふじしま ともこ 委員)</p> <p>①利用料が免除されている世帯はどれくらいか。</p> <p>②利用料を見直すにあたり利用者へアンケートは行ったのか。</p> <p>③所得段階による料金体系にすることは検討したか。</p> <p>④支援員の人数と、要配慮児童数について過去3年間分を教えてください。</p> <p>(幡野 茂 副委員長)</p> <p>7,000円でまかなえているのか、事業費はいくら足りていないのか。</p> <p>(今田 真美 委員)</p> <p>①利用者へは説明したと思うが、利用料を上げられたら困る、辞めるしかない等の声はあったか。</p>	<p>④おやつ代を含む。</p> <p>(学務課長)</p> <p>①1割にも満たないものである。</p> <p>②特段行ってはいない。子ども部が行ったアンケートを参考としたものである。</p> <p>③今回は検討していない。今後の課題と考えている。</p> <p>④支援員数について、令和4年度は457人、令和5年度は471人、令和6年度は458人である。特別支援学級に在籍する児童は令和5年度は69人、令和6年度は84人、令和7年度は111人である。</p> <p>(学務課長)</p> <p>委託料が事業費の9割を占めており、本来、利用料は1万4,000円必要ということを考えると、現在数億円程度足りていない状況である。</p> <p>(学務課長)</p> <p>①保護者への説明は行ってない。今議会での議決結果に基づき、10月1日からの利用申請の手引</p>

質 疑	応 答
<p>②アンケートをとっていないということで、反対意見が多発するのではないか。その場合、利用料改定を考え直すことはあるか。</p> <p>(後藤 留美 委員)</p> <p>利用料改定により、支援員は具体的にどれくらい増える見込みなのか。</p> <p>(稲川 和成 委員)</p> <p>学校長との連携を踏まえて、放課後児童クラブの今後の長期的な考え方を総括的に述べてほしい。</p>	<p>の配布により周知される場所である。</p> <p>②利用料が不足していることが課題である。子どもたちが安全・安心に過ごせるように環境整備等に取り組むことや、支援員の研修を充実させることを、保護者へ丁寧に説明し、理解いただき、検討し直すことは考えていない。</p> <p>(学務課長)</p> <p>人数としてはできるだけ多くと考えている。支援員になるには研修を受けなければならない。まずは、そのための研修を充実させていく。また、常勤を増やして子どもたちの安全を確保していきたい。現状、非常勤が多いことから、これは課題のひとつとして捉えている。</p> <p>(学務課長)</p> <p>ハード面については、35人学級の整備や特別支援学級が増えることにより、特別教室が普通教室に変わってきている。そのため、放課後児童クラブはプレハブの整備や教室改修に予算が必要である。</p> <p>ソフト面については、受託事業者は企業努力により、人件費高騰の中で委託費を抑えている一方、人件費に確実に転嫁させていく必要がある。今後</p>

質 疑	応 答
<p data-bbox="209 506 395 539">< 討 論 ></p> <p data-bbox="209 573 520 607">(ふじしま ともこ 委員)</p> <p data-bbox="180 645 788 1093"> 利用者の声を聞かずに料金のあり方を決めるのは問題である。特支児童も増え、支援員の増員が求められる中で、子どもたちの安全・安心を確保することは公的責任である。川口市は低所得世帯の免除や学校敷地内で運営するなど、公ならでの運営を行ってきた。受益者負担の名の下で市民の負担を増やすことは公の責任を果たしているとは言えない。 </p> <p data-bbox="180 1131 788 1301"> 公的責任で質の向上を確保することは必要であり、受益者負担の名の下で利用料をあげることには反対する。 </p> <p data-bbox="209 1406 440 1440">(松本 英利 委員)</p> <p data-bbox="180 1478 788 1787"> 放課後児童クラブ利用料については、放課後の子どもの豊かな時間、安全・安心な居場所を確保していくための、施設の整備をはじめ、支援員の増強など、放課後児童クラブの質の向上のための必要な財源である。 </p> <p data-bbox="180 1825 788 1995"> 物価や人件費が高騰する中、引き続き放課後児童クラブの質の維持・向上を図る必要があることから、利用料の改定について賛成する。 </p>	<p data-bbox="810 297 1417 400"> は、3年ごとを目安とし、人件費や物価の高騰を踏まえて定期的に検討していく。 </p>

質 疑	応 答
<p data-bbox="209 367 399 405">< 採 決 ></p> <p data-bbox="209 434 453 472">起立者多数にて可決</p>	

環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和7年 9月市議会定例会)

学校教育部 学務課 指導課 学校保健課

質 疑	応 答
<p>議案第160号 川口市学校給食条例の一部を改正する条例</p>	
<p>< 質 疑 ></p> <p>(松本 英利 委員)</p> <p>新たに開校する学びの多様化学校で給食を実施しない理由は何か。</p> <p>(ふじしま ともこ 委員)</p> <p>給食を楽しみに学校へ行く生徒もいると思われるが、川口市では学校給食における食教育の必要性をどう考えているのか。</p> <p>(今田 真美 委員)</p> <p>給食実施の可否は、当事者となる保護者や生徒の声を反映させた結果なのか。</p>	<p>(学校保健課長)</p> <p>対象が不登校傾向の生徒であるため、登校の状況が不安定になることも予想され、事前の申し込みが必要な給食では対応が難しいことなどから、給食の提供をしないこととしたものである。</p> <p>(学校保健課長)</p> <p>学校給食は健康な体の保持増進と社交性や協同の精神を養う生きた教材であると考える一方で、皆で協力して食事の準備や後片付けをする必要などがあるため、そういった集団での作業に苦手意識を持つ生徒も一定数想定されることもあり、今回このような形としたものである。</p> <p>(学校保健課長)</p> <p>学びの多様化学校を設置するという説明会を行ったのみであり、保護者の意見は把握していないが、今後学びの多様化学校が開校し、登校の状況も安定してきた際には、そういった意見も参考にしながら可能な取り組みについて研究していく。</p>

質 疑	応 答
<p>(幡野 茂 副委員長)</p> <p>①川口市立高等学校附属中学校と芝西中学校陽春分校の、現在の給食実施状況は。</p> <p>②川口市立高等学校附属中学校と芝西中学校陽春分校で給食を実施してほしいという要望は今までなかったのか。</p> <p>< 討 論 ></p> <p>(ふじしま ともこ 委員)</p> <p>給食は食育であり、教育の一環である。義務教育課程の子ども達に給食を実施するのが公的責任と考え、給食を実施しないこととする決定には反対する。</p> <p>(松本 英利 委員)</p> <p>学びの多様化学校は、不登校児童生徒の実態に配慮した特別な教育課程を編成して教育を実施する学校であり、本市では中学生を対象に、生徒一人ひとりのペースに応じ学習を実施するなど、丁寧な</p>	<p>(学校保健課長)</p> <p>①川口市立高等学校附属中学校については給食を実施せず、食堂の利用や持参した弁当を喫食している。</p> <p>また、芝西中学校陽春分校については、牛乳を提供するミルク給食を利用できる体制になっているが、実際に希望する生徒は令和2年度以降、一人もいない状況である。</p> <p>②特にそういった声はなかった。</p>

質 疑	応 答
<p>支援を行う点は評価に値する。</p> <p>一方で、不登校傾向にある生徒を対象とするため、登校の状況が不安定になることなどから、学校給食を実施しないことは理解する。</p> <p>まずは、不登校生徒の学習機会を保障する一つの策として、生徒一人ひとりに寄り添い、心の安定を図りながら学習支援を行うことを期待し、賛成する。</p> <p>< 採 決 ></p> <p>起立者多数にて可決。</p>	

教育長報告（４）

第18回 川口ツデーマーチの結果について

第18回(令和7年度)集計表

単位(人)

		1日目(9月20日(土))						2日目(9月21日(日))						二日間 合計	
種別	戸塚中台公園スタート			川口西公園スタート			ボランティア等	計	戸塚中台公園スタート			ボランティア等	計		
	40km	30km	10km 5km	20km					30km	20km	10km 5km				
参加者		269	288	242			555	1,354	246	242	322		485	1,295	2,649

*参考 第17回(令和6年度)集計表

単位(人)

		1日目(9月21日(土))						2日目(9月22日(日))						二日間 合計	
種別	戸塚中台公園スタート			川口西公園スタート			ボランティア等	計	戸塚中台公園スタート			ボランティア等	計		
	40km	30km	10km 5km	20km					30km	20km	10km 5km				
参加者	149	94	265	251			645	1,404	191	229	277		459	1,156	2,560

*参考 第16回(令和5年度)集計表

単位(人)

		1日目(9月16日(土))						2日目(9月17日(日))						二日間 合計	
種別	戸塚中台公園スタート			川口西公園スタート			ボランティア等	計	戸塚中台公園スタート			ボランティア等	計		
	40km	30km	10km 5km	20km					30km	20km	10km 5km				
参加者	149	96	282	230			266	1,023	202	242	322		433	1,199	2,222

*参考 第15回(令和4年度)集計表

単位(人)

		1日目(9月17日(土))						2日目(9月18日(日))						二日間 合計	
種別	戸塚中台公園スタート			川口西公園スタート			ボランティア等	計	戸塚中台公園スタート			ボランティア等	計		
	40km	30km	10km 5km	20km					30km	20km	10km 5km				
参加者	192	35	201	210			138	776	104	102	94		131	431	1,207

*第13、14回川口ツデーマーチは新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となった

*参考 第12回(令和元年度)集計表

単位(人)

		1日目(9月21日(土))						2日目(9月22日(日))						二日間 合計	
種別	戸塚中台公園スタート			川口西公園スタート			ボランティア等	計	戸塚中台公園スタート			ボランティア等	計		
	40km	30km	10km 5km	20km					30km	20km	10km 5km				
参加者	200	58	336	378			450	1,422	256	273	308		492	1,329	2,751

*参考 第11回(平成30年度)集計表

単位(人)

		1日目(9月22日(土))						2日目(9月23日(日・祝))						二日間 合計	
種別	戸塚中台公園スタート			川口西公園スタート			ボランティア等	計	戸塚中台公園スタート			ボランティア等	計		
	38km	31km	10km 6km	20km					31km	20km	10km 6km				
参加者	227	102	359	302			586	1,576	314	297	349		462	1,422	2,998

教育長報告（6）

令和7年度全国学力・学習状況調査結果について

表1 令和7年度 平均正答率（%） ※中学校理科はIRTスコア

学校	調査項目	川口市	埼玉県	全国
小学校	国語	67	68	66.8
	算数	57	58	58.0
	理科	57	58	57.1
学校	調査項目	川口市	埼玉県	全国
中学校	国語	54	55	54.3
	数学	47	50	48.3
	理科	500	502	503

参考 令和6年度 平均正答率（%）

学校	調査項目	川口市	埼玉県	全国
小学校	国語	68	69	67.7
	算数	63	64	63.4
学校	調査項目	川口市	埼玉県	全国
中学校	国語	58	59	58.1
	数学	51	53	52.5

表2 全国平均正答率との差（ポイント） ※中学校理科はIRTスコアの差

		令和7年度	令和6年度
小学校	国語	0.2	0.3
	算数	-1.0	-0.4
	理科	-0.1	
中学校	国語	-0.3	-0.1
	数学	-1.3	-1.5
	理科	-3	

- ・小学校国語は全国平均正答率を上回っている（表1）
- ・小学校算数と中学校数学は全国平均正答率を下回っている。（表1）
- ・小学校理科と中学校国語は全国平均正答率よりも下回っているが、その差は1%以内である。（表2）
- ・下位層の児童生徒の学力の底上げが課題となっている。

教育長報告（7）

令和7年度埼玉県学力・学習状況調査結果について

表1 平均正答率（%）

	教科	学年	川口市	埼玉県
小学校	国語	4年	51.6	52.5
		5年	○62.8	62.8
		6年	○60.3	59.3
	算数	4年	65.6	66.2
		5年	48.2	48.3
		6年	○53.4	52.4

	教科	学年	川口市	埼玉県
中学校	国語	1年	○62.7	62.5
		2年	○54.6	54.6
		3年	56.7	57.0
	数学	1年	○52.2	52.0
		2年	○51.8	51.5
		3年	56.5	56.7
	英語	2年	○60.2	60.2
		3年	○51.7	51.5

○…県と比較して同率または上回った項目

参考 令和6年度 平均正答率（%）

	教科	学年	川口市	埼玉県
小学校	国語	4年	50.6	51.9
		5年	56.6	56.9
		6年	56.6	56.7
	算数	4年	61.0	62.6
		5年	53.2	53.4
		6年	50.2	50.9

	教科	学年	川口市	埼玉県
中学校	国語	1年	59.7	59.9
		2年	59.3	60.3
		3年	65.8	66.4
	数学	1年	52.5	53.5
		2年	○49.0	48.8
		3年	56.7	57.5
	英語	2年	59.7	61.9
		3年	54.1	54.6

○…県と比較して同率または上回った項目

表2 前年度から学力が伸びた児童生徒の割合及び区分

	教科	学年	川口市	埼玉県
小学校	国語	5年	○ 80%以上	80%以上
		6年	○ 60%以上 70%未満	60%以上 70%未満
	算数	5年	○ 70%以上 80%未満	60%以上 70%未満
		6年	○ 70%以上 80%未満	60%以上 70%未満

	教科	学年	川口市	埼玉県
中学校	国語	1年	○ 80%以上	80%以上
		2年	○ 60%以上 70%未満	60%以上 70%未満
		3年	○ 70%以上 80%未満	70%以上 80%未満
	数学	1年	○ 70%以上 80%未満	60%以上 70%未満
		2年	○ 80%以上	80%以上
		3年	○ 60%以上 70%未満	60%以上 70%未満
	英語	3年	○ 80%以上	80%以上

○…県と比較して同区分または上回った区分の項目

参考 令和6年度 前年度から学力が伸びた児童生徒の割合及び区分

	教科	学年	川口市	埼玉県
小学校	国語	5年	○ 60%以上 70%未満	60%以上 70%未満
		6年	○ 50%未満	50%未満
	算数	5年	○ 50%以上 60%未満	50%以上 60%未満
		6年	○ 50%未満	50%以上 60%未満

	教科	学年	川口市	埼玉県
中学校	国語	1年	○ 50%以上 60%未満	50%以上 60%未満
		2年	○ 50%以上 60%未満	50%以上 60%未満
		3年	○ 60%以上 70%未満	60%以上 70%未満
	数学	1年	50%未満	50%以上 60%未満
		2年	○ 70%以上 80%未満	70%以上 80%未満
		3年	○ 50%未満	50%未満
	英語	3年	○ 70%以上 80%未満	70%以上 80%未満

○…県と比較して同区分または上回った区分の項目

- ・ 県平均正答率を上回った項目は、全14項目中6項目となった。(表1)
- ・ 前年度から学力が伸びた児童生徒の割合は、3項目で県平均を上回り、その他の項目は県平均と同区分であった。(表2)
- ・ 学力下位層の児童生徒の底上げが課題となっている。

学びの多様化学校の設置について

（1）学びの多様化学校を設置することとした背景

ア 本市の不登校児童生徒数の推移

年度	小学校	中学校
令和3年度	255人（前年比 22人増）	668人（前年比 111人増）
令和4年度	352人（前年比 97人増）	825人（前年比 157人増）
令和5年度	575人（前年比 223人増）	1,027人（前年比 202人増）

※本市における不登校の児童生徒数は年々増加している。

イ 不登校児童生徒支援に関わる国の動向

（ア）義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年12月7日成立、12月14日公布）

本法律では、義務教育の段階における普通教育に相当する教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するため、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念が定められ、国及び地方公共団体の責務が明らかにされるとともに、基本指針の策定その他の必要な事項が定められた。

（イ）第4期教育振興基本計画（令和5年6月閣議決定）

不登校児童生徒の多様な教育機会の確保に向けて、学びの多様化学校の各都道府県・政令指定都市での1校以上の設置を計画期間内（2027年度まで）に進め、将来的には、学びの多様化学校への通学を希望する児童生徒が居住地によらずアクセスできるよう、分教室型も含め、全国で300校の設置を目指すこととしている。

（ウ）全国の学びの多様化学校の設置数（令和7年4月現在）

小学校12校、中学校40校、高等学校11校

（小中一貫校は小学校及び中学校にそれぞれ計上）

（2）これまでの設置準備の経緯

ア 令和5年

- ・ 2月 不登校特例校の先進校である岐阜県岐阜市立草潤中学校、東京都八王子市立高尾山学園を視察。
- ・ 6月 市議会6月定例会において奥ノ木市長が「不登校特例校設置の検討をするように指示を出した」と答弁。
- ・ 11月 小・中学校における不登校の未然防止及び不登校児童生徒の支援に関し不登校対策の総合的かつ体系的な支援の在り方について検討するため、「川口市不登校児童生徒支援協議会」を設置。

イ 令和6年

- ・ 6月 市議会6月定例会において「令和8年4月、川口市立芝西中学校陽春分校新校舎を活用して開校する方針を決定」と答弁。
- ・ 8月 開校に向けたニーズ調査を実施。一定数のニーズがあることを把握。

宮城県白石市立白石きぼう学園を視察。

※その他、年間を通じて文部科学省に1回、埼玉県教育委員会に4回訪問し、協議及び意見交換を実施。

ウ 令和7年

- ・ 1月 大阪府大阪市立心和中学校を視察。
- ・ 2月 不登校児童生徒支援事業「リガーレ」において本市の目指す学びの多様化学校の概要を説明。
東京都八王子市立高尾山学園を視察。
- ・ 5月 開校時に対象となる児童生徒及び保護者向けの「転入学に関する説明会」を5～7月にかけて計3回開催。

回	児童生徒	保護者	合計
第1回	14名	35名	49名
第2回	11名	17名	28名
第3回	8名	24名	32名

総計 109名

※総計はのべ人数

- ・ 9月 市議会9月定例会において、議案「川口市立学校設置条例の一部を改正する条例」「川口市学校給食条例の一部を改正する条例」が可決。
「転入学希望者説明会」を実施。

学年	出席家庭数
小学校6年	20家庭
中学校1年	5家庭
中学校2年	13家庭

(3) 本市の学びの多様化学校の概要

ア 学校名

川口市立芝園学園中学校（夜間中学は芝園学園中学校陽春分校とする）

イ 開校時期

令和8年4月（埼玉県内初、同時期にさいたま市でも開校予定）

ウ 設置形態

本校型 昼 学びの多様化学校（本校）
夜 夜間中学（分校）

エ 学校のコンセプト・方針

(ア) コンセプト

- ・ つながる学校

(イ) 方針

- ・ 生徒の社会的自立を目指すこと。
- ・ 対面での教育活動を基本とし、集団での生活や体験的な学習・活動を通して生徒の社会性を養うこと。
- ・ 生徒一人ひとりに寄り添い、心の安定を図りながら、学習支援を行うこと。

オ 生徒

(ア) 対象となる生徒

- ・川口市内に在住していること。
- ・病気または経済的な理由以外で概ね年間 30 日以上欠席、または保健室、相談室、校内教育支援センター、教育支援センター等に通っており、現在もその状態が続いていること。
- ・入学前から在籍校を通じ、教育支援センターへ継続的に相談するなど、情報が共有されていること。
- ・生徒に本校へ登校しようとする意欲があること。また、保護者の本市多様化学校に関する理解が確認できること。
- ・通常学級に在籍している生徒。
- ・教育委員会により、学びの多様化学校での支援が適切であると判断されていること。

(イ) 受け入れ人数

各学年 15 名程度を想定（各学年 1 学級 通常の学級）

カ 想定している教職員

(ア) 県費負担教職員

校長（陽春分校と同一）、教頭、教諭、養護教諭、事務

(イ) 会計年度任用職員

すこやか相談員、サポート相談員、ほっとルーム支援員、特別支援教育こども支援員、学校図書館司書、アシスタントティーチャー、スクールサポートスタッフ、校務員

(ウ) その他

スクールカウンセラー（県教育委員会より派遣）

キ 想定している主な特色

- ・対面での教育活動を主とし、学習機会を保障。
- ・生徒の学習に対する負担を軽減する教育課程の編成。（年間 840 時間）
- ・個に応じた進路指導の実施。

(4) 学びの多様化学校の生活における特色

ア 登校

朝が苦手な生徒や地域の中学校に通う生徒との接触に配慮すること、公共交通機関が混雑する時間を避けるための工夫として 9 時 25 分に設定することを想定。

イ 朝の会・帰りの会

見通しをもって生活することができるよう、1 日の生活の確認をすることだけでなく、学校内外であったできごとの話をするなど会話を通じたコミュニケーションを図る時間を想定。

ウ 授業

1 時間の授業は通常 50 分のところを 45 分に設定。授業中にどうしても心が落ち着かない場合には、別室で過ごすことを選べるよう想定。

エ 生活上のきまり

学校に行きづらさを感じている生徒にとって、少しでも通いやすい学校になるようこれまでの学校にあるルールや活動などを見直し、学校指定の制服や体育着、通学用のカバンなどを設けないことや生活上のルールについては必要最低限のものになるよう検討。

(5) 学びの多様化学校の学習における特色

ア 教育課程（現在文部科学省に申請手続き中）

年間の授業時数を通常 1,015 時間で行なっているものを、840 時間に設定。

イ 新設の教科

不登校を経験している生徒は、一人ひとり学習状況が異なることから、個に応じた学習をするための時間として週 3 時間設けることを検討するもの。地域の学校にはみられない新設の教科として設置し、教科（国・社・数・理・英）の授業内容に関連した学び直しや定着を高める反復練習、発展的な学習を想定。

ウ 総合的な学習

(ア) 探求活動

生徒が卒業後も豊かな人生を送るためには、生徒が自分の心や体と向き合うことが非常に大切になるとの捉えから、そのきっかけづくりをすることをねらいとして、探究活動や体験活動を中心に行なっていくことを想定。

(イ) ライフスキル教育

日常生活に生じる様々な問題や要求に対して、上手く対処していくにはどうしたらよいかを考えたり、体験することで身に付けていくことを目指すもの。例えば、コミュニケーションを円滑にするための話の聞き方、ストレスとの向き合い方や対処の方法などを学ぶことを想定。

(6) 学びの多様化学校へ転入学するまでの流れ（令和 8 年 4 月転入学の場合）

ア 教育研究所 教育相談室へ相談

保護者が教育相談室へ連絡。相談員が児童生徒の状況を聞き、一人ひとりの状況に合わせて考えられる支援について保護者と共に検討する。

イ 教育支援センターへの入室

施設内で安定した生活を送ることができるようになることや家族以外の人とコミュニケーションをとれるようになることを目指す。

ウ 転入学希望者説明会への参加

学びの多様化学校への転入学を希望する家庭を対象に、転入学までの手続きの流れや提出書類、プレスクールなどに関する説明を実施。

エ プレスクール（体験授業）への参加

学びの多様化学校への転入学を希望する児童生徒を対象に、10 月下旬から 11 月中旬にかけて全 7 日間実施予定。指導課指導主事による教科の授業を芝西中学校陽春分校で行う。

オ 教育委員会における検討

転入学の申込書を提出した児童生徒について、学びの多様化学校での支援を受け

ることが適切かどうかを検討する「転入学検討委員会」を実施。

カ 教育委員会から通知

教育委員会から各家庭に最終的な意思確認をしたうえで、転入学が決定した児童生徒に1月中を目途に通知。

キ 転入学生徒保護者説明会への参加

転入学が決定した児童生徒の保護者を対象に、入学までに必要な手続きや転入学に関わる準備について説明を実施。

ク スタートスクール（準備登校）への参加

転入学が決定した児童生徒を対象に、円滑に多様化学校での生活が始めることができるよう準備登校を2日間程度実施。

ケ 多様化学校への登校開始

令和8年4月8日より登校を開始。

(7) 開校までの見通し

ア 学校設置の申請

市議会9月定例会における議案可決後、埼玉県教育委員会へ学校設置届を提出。

イ 学びの多様化学校の指定

特別の教育課程の申請を行っており、令和8年3月に文部科学省から指定を受ける見通し。

学校医・学校薬剤師の解嘱及び委嘱について

【解嘱した者】

氏名	委嘱校	委嘱年月日	解嘱年月日	備考
岡本 和久	新郷東小学校	令和6年4月1日	令和7年9月30日	内科
岡本 和久	北中学校	令和7年4月1日	令和7年9月30日	内科
山口 悦朗	新郷小学校	令和6年9月1日	令和7年9月30日	内科
山口 悦朗	中居小学校	令和6年9月1日	令和7年9月30日	内科
山田 歩美	舟戸小学校	令和3年10月1日	令和7年9月30日	内科
渡邊 光幸	南中学校	昭和50年4月1日	令和7年9月30日	薬剤師
武田 有紀子	上青木中学校	令和7年4月1日	令和7年9月30日	薬剤師
武田 有紀子	里中学校	令和5年4月1日	令和7年9月30日	薬剤師
山岸 勉	青木北小学校	昭和48年4月1日	令和7年9月30日	薬剤師
山岸 勉	青木中央小学校	平成19年10月1日	令和7年9月30日	薬剤師

【委嘱した者】

氏名	委嘱校	委嘱年月日	備考
志田 晴彦	新郷東小学校	令和7年10月1日	新任・内科
于 静	北中学校	令和7年10月1日	新任・内科
青山 舞	新郷小学校	令和7年10月1日	新任・内科
青山 舞	中居小学校	令和7年10月1日	新任・内科
揚野 佳大	舟戸小学校	令和7年10月1日	新任・内科
鱧屋 壽美	青木中央小学校	令和7年10月1日	兼任・薬剤師
鱧屋 壽美	南中学校	令和7年10月1日	兼任・薬剤師

氏名	委嘱校	委嘱年月日	備考
小寺 佳世	青木北小学校	令和7年10月1日	兼任・薬剤師
小寺 佳世	上青木中学校	令和7年10月1日	兼任・薬剤師
望月 まさみ	里中学校	令和7年10月1日	兼任・薬剤師

議案第98号

川口市学校運営協議会委員を委嘱することについて

川口市学校運営協議会委員に次の者を委嘱するため、川口市学校運営協議会規則(平成21年教育委員会規則第1号)第6条の規定により議決を求める。

記

1 委嘱をする者

(1) 川口市立慈林小学校

No.	氏名	規則第6条関係
1	増田 良子	P T A会長

2 任期

令和7年10月24日から令和9年3月31日まで

令和7年10月24日提出

川口市教育委員会教育長 井上 清之

議案第99号

川口市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について
このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和7年10月24日提出

川口市教育委員会教育長 井上 清之

川口市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

川口市教育委員会組織規則（令和7年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

川口市立芝西中学校	川口市芝塚原1丁目11番13号
川口市立芝西中学校陽春分校	川口市芝園町3番18号

を

川口市立芝西中学校	川口市芝塚原1丁目11番13号
-----------	-----------------

に、

川口市立高等学校附属中学校	川口市上青木3丁目1番40号
---------------	----------------

を

川口市立高等学校附属中学校	川口市上青木3丁目1番40号
川口市立芝園学園中学校	川口市芝園町3番18号
川口市立芝園学園中学校陽春分校	川口市芝園町3番18号

に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

川口市教育委員会組織規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨及び内容

川口市立芝園学園中学校を新設すること及び川口市立芝西中学校陽春分校を川口市立芝園学園中学校の分校とし、その名称を川口市立芝園学園中学校陽春分校に改めることに伴い、別表に芝園学園中学校を加え、同表中の芝西中学校陽春分校の名称を改めるもの。

2 施行期日

令和8年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

川口市立学校設置条例の一部を改正する条例（令和7年条例第59号）

(2) パブリック・コメント

不要

川口市教育委員会組織規則の一部を改正する規則案新旧対照表

○ 川口市教育委員会組織規則（令和7年教育委員会規則第3号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第1（第13条関係）			
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
川口市立芝西中学校	川口市芝塚原1丁目11番13号	川口市立芝西中学校	川口市芝塚原1丁目11番13号
(略)		川口市立芝西中学校陽春分校	川口市芝園町3番18号
川口市立高等学校附属中学校	川口市上青木3丁目1番40号	(略)	
川口市立芝園学園中学校	川口市芝園町3番18号	川口市立高等学校附属中学校	川口市上青木3丁目1番40号
川口市立芝園学園中学校陽春分校	川口市芝園町3番18号	(略)	
(略)			
所属部課		所属部課	
(略)		(略)	

議案第100号

川口市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則について
このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和7年10月24日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

川口市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

川口市教育委員会事務決裁規則（令和7年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2個別事項2 学校教育部の表学務課の項第11号中「育児短時間勤務」の次に「、大学院修学休業」を加え、同項に次のように加える。

22 芝園学園中学校陽春分校の入学等の許可		○				
-----------------------	--	---	--	--	--	--

別表第2個別事項2 学校教育部の表指導課の項に次のように加える。

9 芝園学園中学校の入学等の許可		○				
------------------	--	---	--	--	--	--

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

川口市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨及び内容

川口市立芝園学園中学校を新設すること及び川口市立芝西中学校陽春分校を川口市立芝園学園中学校の分校とし、その名称を川口市立芝園学園中学校陽春分校に改めることに伴い、両校の入学等の許可について教育長専決とし、その他規定の整備を行うもの。

2 施行期日

令和8年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

川口市立学校設置条例の一部を改正する条例（令和7年条例第59号）

(2) パブリック・コメント

不要

- 川口市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則案新旧対照表
 ○ 川口市教育委員会事務決裁規則（令和7年教育委員会規則第5号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第2（第3条関係） 個別事項			
1 （略）			
2 学校教育部			
課名	事項	教育委員会 教育長 副教育長	決裁事項 専決権者 教育長 副教育長 部長 課長 係長
（略）			
学務課	（略）	（略）	
1 1	市費負担教職員の育児休業、育児短時間勤務、 <u>大学院修学休業、自己啓発等</u> 休業及び配偶者同行休業の承認並びに専従許可	市費負担教職員の育児休業、育児短時間勤務、 <u>自己啓発等</u> 休業及び配偶者同行休業の承認並びに専従許可	
（略）			
2 2	<u>芝園学園中学校陽春分校の入学等の許可</u>	○	
（略）			
指導課	（略）	（略）	
9	<u>芝園学園中学校の入学等の許可</u>	○	

議案第101号

川口市立小・中学校の指定に関する規則の一部を改正する規則について
このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和7年10月24日提出

川口市教育委員会教育長 井上 清之

川口市立小・中学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

川口市立小・中学校の指定に関する規則（昭和63年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「川口市立芝西中学校陽春分校及び」を「川口市立芝園学園中学校及び川口市立芝園学園中学校陽春分校並びに」に改める。

第3条中「学校教育法（昭和22年法律第26号）第17条第1項又は第2項の規定により翌学年の初めから、それぞれ小学校又は中学校に就学させるべき者」を「政令第5条第1項に規定する就学予定者」に、「第6条」を「政令第6条」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

川口市立小・中学校の指定に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨及び内容

川口市立芝園学園中学校の通学区域を別に定め、また、川口市立芝西中学校陽春分校を川口市立芝園学園中学校の分校とし、その名称を川口市立芝園学園中学校陽春分校に改めることに伴い、必要な改正を行うもの。

2 施行期日

令和8年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

なし

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

川口市立学校設置条例の一部を改正する条例（令和7年条例第59号）

(2) パブリック・コメント

不要

- 川口市立小・中学校の指定に関する規則の一部を改正する規則案新旧対照表
 ○ 川口市立小・中学校の指定に関する規則（昭和63年教育委員会規則第7号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「政令」という。）第5条第2項の規定による就学すべき川口市立小学校（以下「小学校」という。）又は川口市立芝園学園中学校及び川口市立芝園学園中学校陽春分校並びに川口市立高等学校附属中学校を除く。以下「中学校」という。）の指定（政令第6条で準用する場合を含む。）に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(通学区域)</p> <p>第2条 学校の通学区域は、別表第1及び別表第2のとおりとする。</p> <p>(就学すべき小・中学校の指定)</p> <p>第3条 教育委員会は、就学予定者（政令第5条第1項に規定する就学予定者</p> <hr/> <p>をいう。以下同じ。）又は新たに学齢簿（政令第1条第1項に規定する学齢簿をいう。）に記載された者の保護者に対して、政令第5条第2項（政令第6条で準用する場合を含む。）の規定により就学すべき小学校又は中学校を指定するときは、小学校にあつては別表第1において当該就学予定者の住所地在範囲とする通学区域に対応する小学校を、中学校にあつては別表第2において当該就学予定者の住所地在範囲とする通学区域に対応する中学校を指定するものとする。</p> <p>(通学区域の調整)</p> <p>第4条 教育長は、特別の事情があると認めるときは、第2条の規定にかかわらず、通学区域を調整することができる。</p> <p>(その他)</p> <p>第5条 教育委員会は、就学希望の申請事務に關わる事項、その他就学すべき小・</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「政令」という。）第5条第2項の規定による就学すべき川口市立小学校（以下「小学校」という。）又は川口市立中学校（川口市立芝西中学校陽春分校及び川口市立高等学校附属中学校を除く。以下「中学校」という。）の指定（政令第6条で準用する場合を含む。）に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(通学区域)</p> <p>第2条 学校の通学区域は、別表第1及び別表第2のとおりとする。</p> <p>(就学すべき小・中学校の指定)</p> <p>第3条 教育委員会は、就学予定者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第17条第1項又は第2項の規定により翌学年の初めから、それぞれ小学校又は中学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）又は新たに学齢簿（政令第1条第1項に規定する学齢簿をいう。）に記載された者の保護者に対して、政令第5条第2項（第6条で準用する場合を含む。）の規定により就学すべき小学校又は中学校を指定するときは、小学校にあつては別表第1において当該就学予定者の住所地在範囲とする通学区域に対応する小学校を、中学校にあつては別表第2において当該就学予定者の住所地在範囲とする通学区域に対応する中学校を指定するものとする。</p> <p>(通学区域の調整)</p> <p>第4条 教育長は、特別の事情があると認めるときは、第2条の規定にかかわらず、通学区域を調整することができる。</p> <p>(その他)</p> <p>第5条 教育委員会は、就学希望の申請事務に關わる事項、その他就学すべき小・</p>

中学校の指定に関わる事項について、別に定める。

中学校の指定に関わる事項について、別に定める。

議案第102号

川口市立芝西中学校陽春分校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和7年10月24日提出

川口市教育委員会教育長 井上 清之

川口市立芝西中学校陽春分校通学区域に関する規則の一部を改正する規則
川口市立芝西中学校陽春分校通学区域に関する規則（平成31年教育委員会規則
第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川口市立芝園学園中学校等の通学区域に関する規則

第1条中「川口市立芝西中学校陽春分校」を「川口市立芝園学園中学校（以下「中
学校」という。）及び川口市立芝園学園中学校陽春分校」に改める。

第2条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

中学校への就学に係る通学区域は、市内全域とする。

第3条中「陽春分校」を「中学校及び陽春分校」に、「前条」を「それぞれ前条
各項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

川口市立芝西中学校陽春分校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨及び内容

川口市立芝園学園中学校を新設すること及び川口市立芝西中学校陽春分校を川口市立芝園学園中学校の分校とし、その名称を川口市立芝園学園中学校陽春分校に改めることに伴い、題名を「川口市立芝園学園中学校等の通学区域に関する規則」に改め、芝園学園中学校の通学区域を市内全域とするもの。

2 施行期日

令和8年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

なし

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

川口市立学校設置条例の一部を改正する条例（令和7年条例第59号）

(2) パブリック・コメント

不要

- 川口市立芝西中学校陽春分校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案新旧対照表
 ○ 川口市立芝西中学校陽春分校通学区域に関する規則（平成31年教育委員会規則第13号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>川口市立芝園学園中学校等の通学区域に関する規則 (趣旨) 第1条 川口市立芝園学園中学校（以下「中学校」という。）及び川口市立芝園学園中学校陽春分校（以下「陽春分校」という。）の通学区域については、この規則の定めるところによる。 (通学区域) 第2条 中学校への就学に係る通学区域は、市内全域とする。 2 陽春分校への就学に係る通学区域は、埼玉県内全域とする。 (就学の規制) 第3条 中学校及び陽春分校に入学（転入学及び編入学を含む。）しようとする者は、当該者の住所地在それぞれ前条各項に定める区域にある者でなければならぬ。</p>	<p>川口市立芝西中学校陽春分校通学区域に関する規則 (趣旨) 第1条 川口市立芝西中学校陽春分校 (以下「陽春分校」という。)の通学区域については、この規則の定めるところによる。 (通学区域) 第2条 陽春分校への就学に係る通学区域は、埼玉県内全域とする。 (就学の規制) 第3条 陽春分校に入学（転入学及び編入学を含む。）しようとする者は、当該者の住所地在前条に定める区域にある者でなければならぬ。</p>

議案第103号

川口市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について
このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和7年10月24日提出

川口市教育委員会教育長 井上 清之

川口市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

川口市立小・中学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

「第11章 芝園学園中学

目次中「第11章 雑則（第39条—第42条）」を 第12章 陽春分校（第

第13章 雑則（第53

校（第39条—第43条）

44条—第52条） に改める。

条—第56条） 」

第4条第3項中「校長」を「学校」に改める。

第12条中「教科書の」を「、教科書の」に、「、主たる」を「主たる」に改める。

第13条中「、学年」を「学年」に改め、同条第1号中「類するもの。」を「類するもの」に改める。

第15条の2第1項中「を置き、分校を設ける学校に分校主任」を削り、同条第6項を削る。

第15条の4中「学校においては」を「学校に」に改める。

第19条の3第1項中「、かつ、」を「かつ」に改める。

第35条第1項中「入学者選考により、」を「、入学者選考により」に改める。

第38条中「昭和22年文部省令第11号」の次に「。以下「施行規則」という。」を加える。

第42条を第56条とし、第41条を第55条とし、第40条を第54条とする。

第39条中「学校教育法施行規則」を「施行規則」に改め、同条を第53条とする。

第11章を第13章とし、第10章の次に次の2章を加える。

第11章 芝園学園中学校

（芝園学園中学校における教育）

第39条 川口市立芝園学園中学校（以下「芝園学園中学校」という。）は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成

28年法律第105号。以下「教育機会確保法」という。)第10条に規定する特別に編成された教育課程に基づく教育を行うものとする。

(入学資格)

第40条 芝園学園中学校に入学又は転入学(以下「入学等」という。)をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 市内に居住し、川口市立の中学校に在籍している者(翌年度の初めから川口市立の中学校に就学させるべき者を含む。)
- (2) 年間30日以上欠席した者又は保健室、相談室、教育支援センター等に通所し、通常学級に登校することが困難と認められる者(経済的な理由等によるものを除く。)
- (3) 第42条の申請までに、教育委員会が当該児童生徒の不登校の状況に関する報告を受けている者
- (4) 芝園学園中学校に登校しようとする意欲があり、その保護者に学校経営方針についての理解がある者

(芝園学園中学校の定員)

第41条 芝園学園中学校の生徒の定員は、教育委員会が別に定める。

(芝園学園中学校の入学等の申請)

第42条 芝園学園中学校への入学等を希望する児童生徒の保護者は、当該児童生徒が在籍する学校の校長を経由して、別に定める申請書を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の校長は、同項の申請書に、別に定める具申書を添付しなければならない。

(芝園学園中学校の入学等の許可)

第43条 芝園学園中学校の入学等は、転入学検討委員会による審査の上、教育委員会が許可するものとする。

- 2 教育委員会は、別に定めるところにより、前項の審査の結果を保護者並びに当該児童生徒が在籍する学校の校長及び芝園学園中学校の校長に通知するものとする。
- 3 転入学検討委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定め

る。

第12章 陽春分校

(陽春分校における教育)

第44条 川口市立芝園学園中学校陽春分校（以下「陽春分校」という。）は、教育機会確保法第14条の規定に基づき、夜間において就学の機会を提供するものとする。

(入学資格)

第45条 陽春分校に入学又は転入学等を行うことができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 埼玉県内に居住し、学齢期を経過した者
- (2) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者
- (3) 中学校の教育課程を履修できる日本語能力を有する者

2 陽春分校に入学又は転入学等を行う者が外国人であるときは、前項各号に掲げるもののほか、在留資格を有する者とする。

(陽春分校の定員)

第46条 陽春分校の生徒の定員は、教育委員会が別に定める。

(陽春分校の入学又は転入学等の手続)

第47条 陽春分校への入学又は転入学等を希望する者（当該者が未成年であるときはその保護者）は、別に定めるところにより入学願書その他の必要な書類を陽春分校の校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

(陽春分校の入学又は転入学等の許可)

第48条 陽春分校の入学及び転入学等は、教育委員会が許可するものとする。

(陽春分校への編入学の時期等の特例)

第49条 編入学の時期は、4月とする。ただし、第1学年又は第2学年については、定員その他の事情を勘案して、10月に編入学させることができる。

(修業年限及び在籍年数)

第50条 陽春分校の修業年限は、3年とする。

2 陽春分校の生徒は、4年を超えて在籍することができない。

3 当該生徒が転入学等をした者であるときは、転入学等の前に修得した単位数その他の事情を勘案して教育委員会が別に定める期間を在籍年数に通算することができる。

(除籍)

第51条 陽春分校の校長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍することができる。

(1) 前条第2項に定める在籍年数を越えた者

(2) 死亡した者又は長期にわたり行方不明の者

(3) 正当な理由がなく1月を超えて連絡のない者その他通学の意思が認められない者

(4) 前各号に定めるもののほか、特別な事情により除籍が相当であると認められる者。この場合において、陽春分校の校長は、教育委員会とあらかじめ協議しなければならない。

2 市外に居住する生徒を除籍しようとするときは、教育委員会と当該生徒が居住する市町村の教育委員会が協議する。

(準用規定)

第52条 第38条の規定は、陽春分校に準用する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

川口市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨

学びの多様化学校として川口市立芝園学園中学校を新設すること及び川口市立芝西中学校陽春分校を川口市立芝園学園中学校の分校とし、その名称を川口市立芝園学園中学校陽春分校に改めることに伴い、管理運営に関する基本的な事項について、両校の特例を定めるもの。

2 改正の内容

(1) 川口市立芝園学園中学校（以下「芝園学園中学校」という。）は、不登校生徒に対し特別に編成された教育課程に基づく教育を行うものとし、川口市立芝園学園中学校陽春分校（以下「陽春分校」という。）は、学齢期を経過した者であって就学の機会が提供されなかったものに対し夜間において就学の機会を提供するものとするもの。

(2) 芝園学園中学校に入学又は転入学ができる者は、教育委員会が認める場合を除き、次のいずれにも該当する者とするもの。

ア 市内に居住し、川口市立の中学校に在籍している者（翌年度の初めから川口市立の中学校に就学させるべき者を含む。）

イ 年間30日以上欠席した者又は保健室、相談室、教育支援センター等に通所し、通常学級に登校することが困難と認められる者（経済的な理由等によるものを除く。）

ウ 教育委員会が当該児童生徒の不登校の状況に関する報告を受けている者

エ 芝園学園中学校に登校しようとする意欲があり、その保護者に学校経営方針についての理解がある者

(3) 陽春分校に入学、転入学又は編入ができる者は、教育委員会が認める場合を除き、次のいずれにも該当する者とするもの。

ア 埼玉県内に居住し、学齢期を経過した者

イ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者

ウ 中学校の教育課程を履修できる日本語能力を有する者

- (4) 芝園学園中学校及び陽春分校の定員は、教育委員会が別に定めることとするもの。
- (5) 入学等の申請書等は、芝園学園中学校にあつては当該児童生徒が在籍する学校の校長を経由して、陽春分校にあつては陽春分校の校長を経由して、教育委員会に対して提出することとするもの。
- (6) 芝園学園中学校の入学等の許可は、転入学検討委員会による審査の上、教育委員会が行い、審査の結果を保護者並びに当該児童生徒が在籍する学校の校長及び芝園学園中学校学校の校長に通知することとし、転入学検討委員会の組織及び運営に関し必要な事項については、教育委員会が別に定めることとするもの。
- (7) 陽春分校の入学等の許可は、教育委員会が行うこととするもの。
- (8) 陽春分校への編入学の時期は4月とし、第1学年又は第2学年については、定員その他の事情を勘案して、10月に編入学させることができることとするもの。
- (9) 陽春分校の修業年限を3年とし、4年を超えて在籍することができないこととするもの。
- (10) 陽春分校の校長が除籍することができる者は次のとおりとし、特別な事情による場合にあっては陽春分校の校長は教育委員会とあらかじめ協議しなければならないとし、市外に在住する生徒である場合にあっては教育委員会と当該生徒が居住する市町村の教育委員会が協議することとするもの。
- ア 在籍年数が4年を超えた者
 - イ 死亡した者又は長期にわたり行方不明の者
 - ウ 正当な理由がなく1月を超えて連絡のない者その他通学の意思が認められない者
 - エ その他特別な事情により除籍が相当であると認められる者
- (11) 陽春分校の校長が生徒に対し退学処分を行ったときは、教育委員会に報告しなければならないとするもの。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日から施行するもの。

4 予算措置

なし

5 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第 10 条及び第 14 条

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 33 条

川口市立学校設置条例の一部を改正する条例（令和 7 年条例第 59 号）

(2) パブリック・コメント

不要

- 川口市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則案新旧対照表
 ○ 川口市立小・中学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第2号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～第10章（略）</p> <p><u>第11章 芝園学園中学校（第39条—第43条）</u></p> <p><u>第12章 陽春分校（第44条—第52条）</u></p> <p><u>第13章 雑則（第53条—第56条）</u></p> <p>附則</p> <p>（教育課程の編成及び届出）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 学校は、第1項に規定する教育課程の実施に当たっては、その配当時間を確保し、有効適切な指導を図って教育効果の増進に努めなければならない</p> <p>（教材の承認）</p> <p>第12条 学校が、教科書の発行されていない教科目について主たる教材として児童生徒に使用させる教科用図書（以下「準教科書」という。）を選定するときは、校長は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>（教材の届出）</p> <p>第13条 学校が教育活動の一環として計画的及び継続的に学年、学級又は特定の集団の児童生徒の全員に対し使用させる教材で次に掲げるものについては、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>（1）教科書若しくは準教科書と併用する児童生徒用の副読本又はこれに類するもの。</p> <p>（2）（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第10章（略）</p> <p><u>第11章 雑則（第39条—第42条）</u></p> <p>附則</p> <p>（教育課程の編成及び届出）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 校長は、第1項に規定する教育課程の実施に当たっては、その配当時間を確保し、有効適切な指導を図って教育効果の増進に努めなければならない</p> <p>（教材の承認）</p> <p>第12条 学校が教科書の発行されていない教科目について、主たる教材として児童生徒に使用させる教科用図書（以下「準教科書」という。）を選定するときは、校長は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>（教材の届出）</p> <p>第13条 学校が教育活動の一環として計画的及び継続的に、学年、学級又は特定の集団の児童生徒の全員に対し使用させる教材で次に掲げるものについては、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>（1）教科書若しくは準教科書と併用する児童生徒用の副読本又はこれに類するもの。</p> <p>（2）（略）</p>

(教務主任等)

第15条の2 学校に教務主任、学年主任、生徒指導主任及び保健主事 を置く。ただし、教務主任、学年主任、生徒指導主任又は保健主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、教務主任、学年主任、生徒指導主任又は保健主事を置くことができる。

2～5 (略)

(その他の主任等)

第15条の4 学校に 、この規則に規定するもののほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

(共同実施組織)

第19条の3 学校事務を共同で実施し、業務を効率的かつ 効果的に処理するための組織 (以下「共同実施組織」という。)を置くことができる。

2 (略)

(附属中学校の入学等の許可)

第35条 附属中学校の入学は、入学者選考により附属中学校の校長が許可するものとする。

2 (略)

(退学の報告)

第38条 附属中学校の校長が、学校教育法施行規則 (昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」いう。)第26条第3項の規定により退学を行ったときは、その旨を速やかに教育委員会に報告しなければならない。

第11章 芝園学園中学校
(芝園学園中学校における教育)

(教務主任等)

第15条の2 学校に教務主任、学年主任、生徒指導主任及び保健主事を置き、分校を設ける学校に分校主任を置く。ただし、教務主任、学年主任、生徒指導主任又は保健主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、教務主任、学年主任、生徒指導主任又は保健主事を置くことができる。

2～5 (略)

6 分校主任は、校長の監督を受け、分校の校務に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整に当たり、必要に応じて指導又は助言を行う。

(その他の主任等)

第15条の4 学校においては、この規則に規定するもののほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

(共同実施組織)

第19条の3 学校事務を共同で実施し、業務を効率的、かつ、効果的に処理するための組織 (以下「共同実施組織」という。)を置くことができる。

2 (略)

(附属中学校の入学等の許可)

第35条 附属中学校の入学は、入学者選考により、附属中学校の校長が許可するものとする。

2 (略)

(退学の報告)

第38条 附属中学校の校長が、学校教育法施行規則 (昭和22年文部省令第11号 第26条第3項の規定により退学を行ったときは、その旨を速やかに教育委員会に報告しなければならない)。

第3.9条 川口市立芝園学園中学校（以下「芝園学園中学校」という。）は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する法律（平成28年法律第105号。以下「教育機会確保法」という。）第10条に規定する特別に編成された教育課程に基づく教育を行うものとする。

（入学資格）

第4.0条 芝園学園中学校に入学又は転入学（以下「入学等」という。）をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(1) 市内に居住し、川口市立の中学校に在籍している者（翌年度の初めから川口市立の中学校に就学させらるべき者を含む。）

(2) 年間30日以上欠席した者又は保健室、相談室、教育支援センター等に通所し、通常学級に登校することが困難と認められる者（経済的な理由等によるものを除く。）

(3) 第4.2条の申請までに、教育委員会が当該児童生徒の不登校の状況に関する報告を受けている者

(4) 芝園学園中学校に登校しようとする意欲があり、その保護者に学校経営方針についての理解がある者
（芝園学園中学校の定員）

第4.1条 芝園学園中学校の生徒の定員は、教育委員会が別に定める。

（芝園学園中学校の入学等の申請）

第4.2条 芝園学園中学校への入学等を希望する児童生徒の保護者は、当該児童生徒が在籍する学校の校長を経由して、別に定める申請書を教育委員会に提出しなければならぬ。

2 前項の校長は、同項の申請書に、別に定める具申書を添付しなければならない。
（芝園学園中学校の入学等の許可）

第4.3条 芝園学園中学校の入学等は、転入学検討委員会による審査の上、教育委員会が許可するものとする。

2 教育委員会は、別に定めるところにより、前項の審査の結果を保護者並びに当該児童生徒が在籍する学校の校長及び芝園学園中学校の校長に通知するものとする。

3 転入学検討委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定め

る。

第12章 陽春分校

(陽春分校における教育)

第44条 川口市立芝園学園中学校陽春分校（以下「陽春分校」という。）は、教育機会確保法第14条の規定に基づき、夜間において就学の機会を提供するものとする。

(入学資格)

第45条 陽春分校に入学又は転入学等をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 埼玉県内に居住し、学齢期を経過した者
 - (2) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者
 - (3) 中学校の教育課程を履修できる日本語能力を有する者
- 2 陽春分校に入学又は転入学等をしようとする者が外国人であるときは、前項各号に掲げるもののほか、在留資格を有する者とする。

(陽春分校の定員)

第46条 陽春分校の生徒の定員は、教育委員会が別に定める。

(陽春分校の入学又は転入学等の手続)

第47条 陽春分校への入学又は転入学等を希望する者（当該者が未成年であると
きはその保護者）は、別に定めるところにより入学願書その他の必要な書類を陽
春分校の校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

(陽春分校の入学又は転入学等の許可)

第48条 陽春分校の入学及び転入学等は、教育委員会が許可するものとする。

(陽春分校への編入学の時期等の特例)

第49条 編入学の時期は、4月とする。ただし、第1学年又は第2学年については、定員その他の事情を勘案して、10月に編入学させることができる。

(修業年限及び在籍年数)

第50条 陽春分校の修業年限は、3年とする。

2 陽春分校の生徒は、4年を超えて在籍することができない。

3 当該生徒が転入学等をした者であるときは、転入学等の前に修得した単位数そ
の他の事情を勘案して教育委員会が別に定める期間を在籍年数に通算することが

できる。

(除籍)

第51条 陽春分校の校長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍することができる。

(1) 前条第2項に定める在籍年数を超えた者

(2) 死亡した者又は長期にわたり行方不明の者

(3) 正当な理由がなく1月を超えて連絡のない者その他通学の意味が認められない者

(4) 前各号に定めるもののほか、特別な事情により除籍が相当であると認められる者。この場合において、陽春分校の校長は、教育委員会とあらかじめ協議しなければならない。

2 市外に居住する生徒を除籍しようとするときは、教育委員会と当該生徒が居住する市町村の教育委員会が協議する。

(準用規定)

第52条 第38条の規定は、陽春分校に準用する。

第13章 雑則

(表簿)

第53条 学校は、施行規則 第28条に規定する表簿のほか、次の表の中欄に掲げる表簿を備え、それぞれ同表の右欄に掲げる期間保存しなければならない。

(略)

2～4 (略)

第54条～第56条 (略)

第11章 雑則

(表簿)

第39条 学校は、学校教育法施行規則第28条に規定する表簿のほか、次の表の中欄に掲げる表簿を備え、それぞれ同表の右欄に掲げる期間保存しなければならない。

(略)

2～4 (略)

第40条～第42条 (略)

市内小学校における個人情報の紛失事故について

十二月田小学校職員（以下A）が修学旅行児童引率時に、見学先の日光江戸村内において、個人情報を含む資料を挟んだバインダーを紛失しました。

1 経緯

10月14日（火）

12時00分頃 Aはバインダーを持参して、日光江戸村内の担当場所へ移動した。

13時00分頃 Aが手元にバインダーがないことに気づき、周辺を探索した。日光江戸村職員にも聞き、落とし物として届いていないことを確認した。
※バインダーに挟んでいたもの
①しおり
②教師用行程表
③要配慮児童一覧（児童氏名・服薬する薬・疾病名等記載）

13時34分 Aが別行動していた校長に電話にて報告した。

13時35分頃 Aは校長とともに、12時以降に立ち寄った店やベンチ、ゴミ箱、植え込み等を再度探索した。

13時55分頃 Aが日光江戸村事務局に遺失物の届け出を出した。

16時50分頃 Aが日光江戸村に電話連絡し、届いていないことを確認した。

10月15日（水）

休園日のため、対応できず。

10月16日（木）

8時25分 校長・教頭・Aの3人で次のことを確認した。①日光江戸村に行き、再度探索すること。②今市警察署に遺失物届を提出すること。

9時00分 Aが日光江戸村に電話連絡し、届いているかの確認と探してもらうよう協力を依頼した。

11時00分頃 Aが佐野サービスエリアにて、遺失物の有無を確認するが、見つからなかった。

13時00分頃 Aが日光江戸村に到着。江戸村内を探索。14日（火）のゴミの確認を依頼するが、すでに破棄されていた。

14時00分頃 Aが管轄の今市警察署へ遺失物届を電話にて提出した。

15時30分頃 Aが再度江戸村内を探索した。

10月17日（金）

9時35分 Aが日光江戸村に防犯カメラを見せてもらえないか連絡し、警察の立会いのもとなら可能との回答を得た。

14時30分頃 校長が川口市教育委員会に報告した。

10月18日（土）

校長が日光江戸村に行き、搜索するが、見つからなかった。

10月20日（月）

教頭・Aが日光江戸村に行き、今市警察署署員立ち合いのもと防犯カメラの映像を確認するが、バインダーを置いた場所等の特定はできなかった。また、バインダーを持ち去ったような不審な人物についても確認はできなかった。

その後、施設内及び施設周辺を搜索するが、見つからなかった。

2 原因

教育公務員としての倫理観の欠如及び個人情報に関する正しい取り扱いに関する認識の欠如

3 対応

- (1) 10月23日（木） 学年集会を実施し、生徒へ謝罪及び説明
- (2) 10月23日（木） 臨時保護者会（第6学年）を実施し、保護者へ謝罪及び説明